

昭島市の財政

～ 一段と厳しさを増す財政 ～



平成 15 年 11 月

昭 島 市

はじめに

日本経済の厳しい状況を反映し、個人所得の減少や企業業績の低迷などの影響を受け市税などが減少する一方で、少子高齢化の進展などから扶助費の増加が顕著となり、市財政は一段と厳しい状況に直面しております。

平成 14 年度の歳入は、市税では個人市民税や法人市民税が対前年比それぞれ 2 億円を超える減少となっているほか、利子割交付金や地方交付税も大幅な減少となりました。一方、歳出では、児童扶養手当や生活保護費などの扶助費が引続き増加しており、また、国民健康保険特別会計などの赤字補てんのための繰出金も巨額にのぼっております。このため、市民サービスに支障を来たさないように、財源の不足を財政調整基金の一部取崩しによって補てんするなど大変厳しい内容となっています。

また、国の地方交付税特別会計の財源不足に対応して、地方が交付税財源の不足分を一部肩代わりする臨時財政対策債の制度が平成 13 年度から設けられましたが、これによる市債借入額も平成 14 年度は約 10 億 1 千万円にのぼり、15 年度は更に倍増する見込みで極めて憂慮される事態となっています。

このため、財政の弾力性を測る指標の一つである経常収支比率は、前年度の 89.3% から 92.8% へと 3.5 ポイント悪化しました。平成 15 年度も引続き厳しい経済情勢のもと、市税や各種交付金の前年度以上の減少と障害者支援費等を含む扶助費の大幅な増加が見込まれているなど引続き厳しい財政運営を強いられており、歳入の確保と歳出の抑制が大きな課題となっています。

一方、国においては、巨額の財政赤字を背景に国庫補助負担金の削減、地方交付税の見直し、税財源の移譲という「三位一体の改革」が進められようとしておりますが、税財源の移譲を含む全体像が未だ示されず、論議の行方が大変気懸かりな状況です。また、東京都においても今後 3 年間に毎年 3,000 億円から 4,000 億円の財源不足が見込まれることから『第二次財政再建推進プラン』が 10 月に策定され、今後これに基づく施策の見直し等により区市町村にも大きな影響が及ぶものと予測されています。

このように、本市を取り巻く行財政環境は大変に厳しいものがありますが、第四次総合基本計画に示された『人・まち・みどりの共生都市あきしま』をまちづくりの基本理念として、教育文化の振興や質の高い都市基盤整備などを着実に進め市民サービスの維持向上に引続き努めていかねばなりません。

市では、事務事業の見直しや職員数の削減など行財政健全化の取組みにより、これまでに大きな成果を収めてまいりましたが、更なる健全化の取組みが必要となっています。このため、現在、『第二次中期行財政運営計画』に基づいて、補助金や使用料・手数料などの在り方や市税徴収率の向上対策なども含め事務事業全般について見直しを進めております。今後も限られた財源の効率的・効果的な執行はもとより、行財政健全化の取組みをこれまで以上に進め、財政基盤の強化に努めてまいります。

この小冊紙は、平成 14 年度の決算に基づき作成いたしました。また、本市の資産、負債或いは行政コストの状況を表すバランスシート及び行政コスト計算書の概要も加えております。本市の財政状況の厳しさが一段と表れた内容となっておりますが、ご理解の一助となれば幸いです。

引続き市政運営に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 15 年 1 1 月

昭 島 市

目 次

<財政規模>

決算規模の推移	・・・・・・・・	1
実質収支及び単年度収支の推移	・・・・・・・・	1

<歳 入>

歳入額の推移	～低迷する歳入～	・・・・・・・・	2
市税の推移	～市税徴収率の向上が課題～	・・・・・・・・	3
地方交付税	～8年連続して交付団体に～	・・・・・・・・	4
一般財源の推移	～伸びない一般財源総額～	・・・・・・・・	5
自主・依存財源の推移	～一段と自立性を欠く財政～	・・・・・・・・	6
国・都支出金の推移	～比重増す扶助費充当分～	・・・・・・・・	7
財源不足への対応	～財政調整基金の取り崩しへ～	・・・・・・・・	8

<歳 出>

性質別歳出額の推移	～扶助費はますます増加～	・・・・・・・・	9
人件費の推移	～低減する人件費～	・・・・・・・・	10
扶助費の推移	～膨張つづく扶助費～	・・・・・・・・	11
公債費の推移	～予断を許さない今後の動向～	・・・・・・・・	12
普通建設事業費の推移	～補助金に頼った普通建設事業費～	・・・・・・・・	13
その他の経費（物件費・補助費等・繰出金）		・・・・・・・・	14

<財政の弾力性・健全性>

経常収支比率の推移	～進む硬直化傾向～	・・・・・・・・	15
市債現在高等の推移	～増が著しい赤字地方債～	・・・・・・・・	16
基金現在高等の推移	～残り少ない貯金～	・・・・・・・・	18

<今後の財政の健全化に向けて>

歳入の確保	・・・・・・・・	19
歳出の抑制	・・・・・・・・	19

<バランスシート及び行政コスト計算書>

バランスシート	・・・・・・・・	20
行政コスト計算書	・・・・・・・・	22

金額は、表示単位未満を四捨五入していますが、端数処理の関係で、合計数値や構成比が合わないことがあります。

原則として、普通会計の決算数値を使用しています。普通会計とは、総務省の定めた基準に従い決算数値を整理したもので、決算分析や他の自治体との比較に使えるよう、全国統一に用いられる会計です。

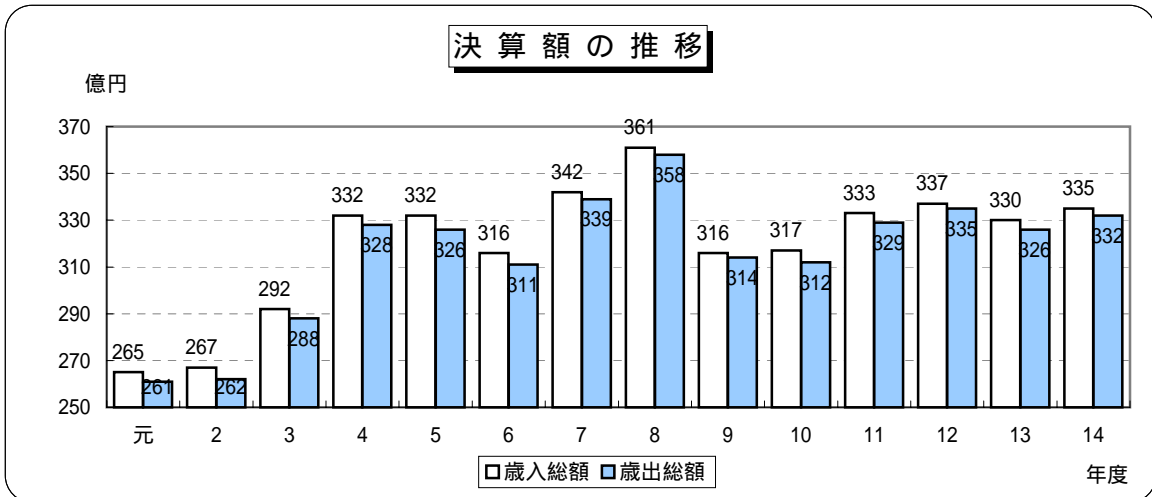
本書中の「26市」とは、昭島市を含む東京都内26市（平成3年度から平成11年度までは27市）です。

< 財政規模 >

決算規模の推移

平成元年度以降、税収の伸びとともに、ごみ焼却施設建設、庁舎建設事業などの大規模建設事業の実施により、平成4年度から300億円を超える規模となりましたが、平成8年度をピークに減少し、ここ数年は、330億円前後の横ばい傾向で推移してきました。しかし、平成14年度は市税が減少する一方で、扶助費が増加したことなどにより、新たな行政需要への対応が厳しい状況になってきています。

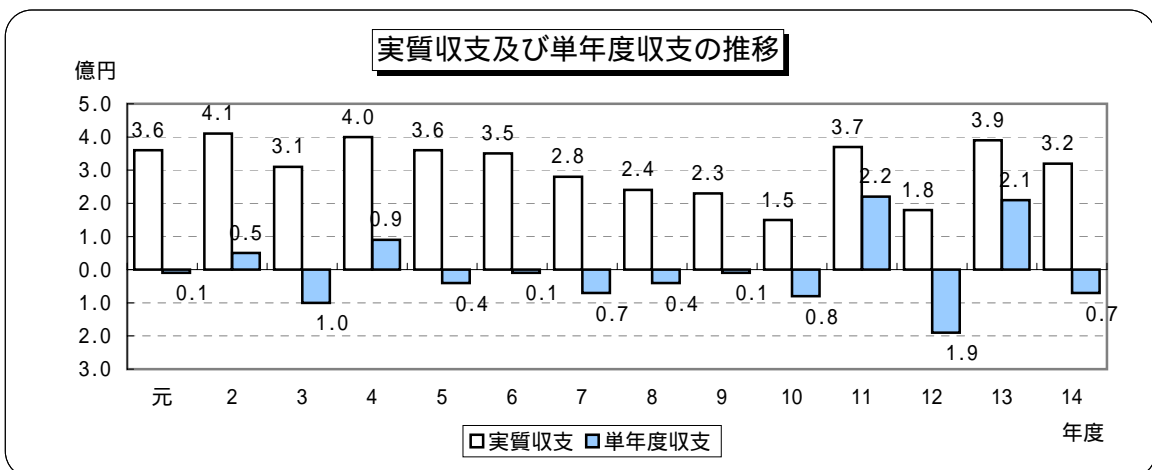
平成14年度においても、扶助費の増加や国民健康保険特別会計への繰出金の増加などにより、前年度と比較して歳出で約5億円の増となっています。



実質収支及び単年度収支の推移

実質収支は都内の他市と同様に黒字を保っています。実質収支額は1億5千万円から4億1千万円の間で推移しており、年度により異なりますが他市に比べて少ない状況です。（平成14年度26市平均：約8億6千万円）

また、前年度からの繰越金を除いた単年度収支は約7千万円のマイナスとなるなど、ぎりぎりの財政運営を行っています。



～ 用語解説 ～

実質収支：歳入から歳出を単純に引いた「形式収支」から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算剰余金(赤字の場合は純損失)

実質収支=歳入決算額-歳出決算額-翌年度へ繰り越すべき財源

単年度収支：「実質収支」は前年度以前の収支の累積であるのに対し、単年度収支は当該年度だけの収支を捉えるものです。

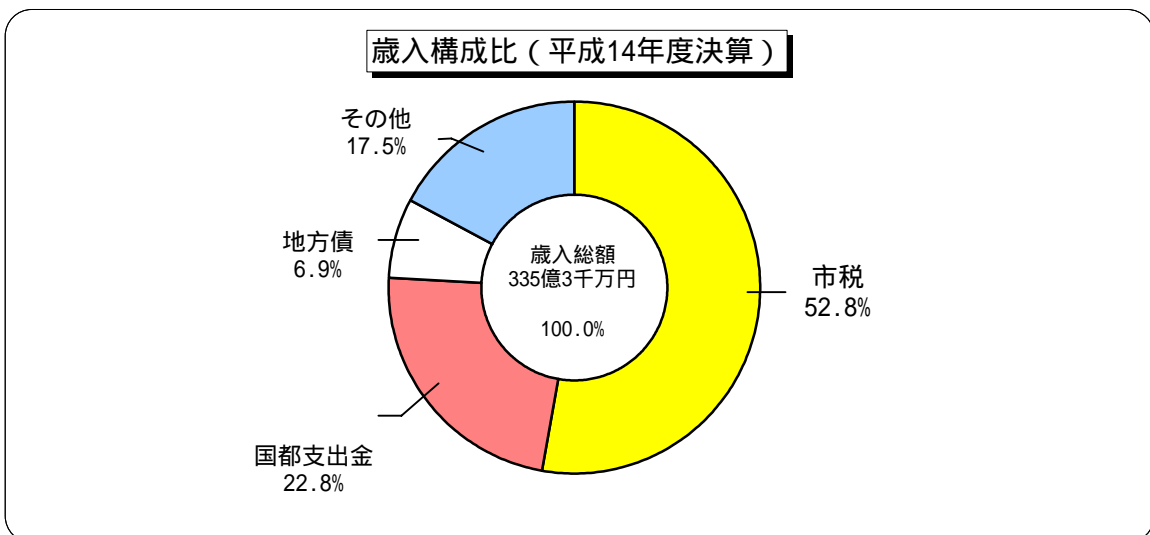
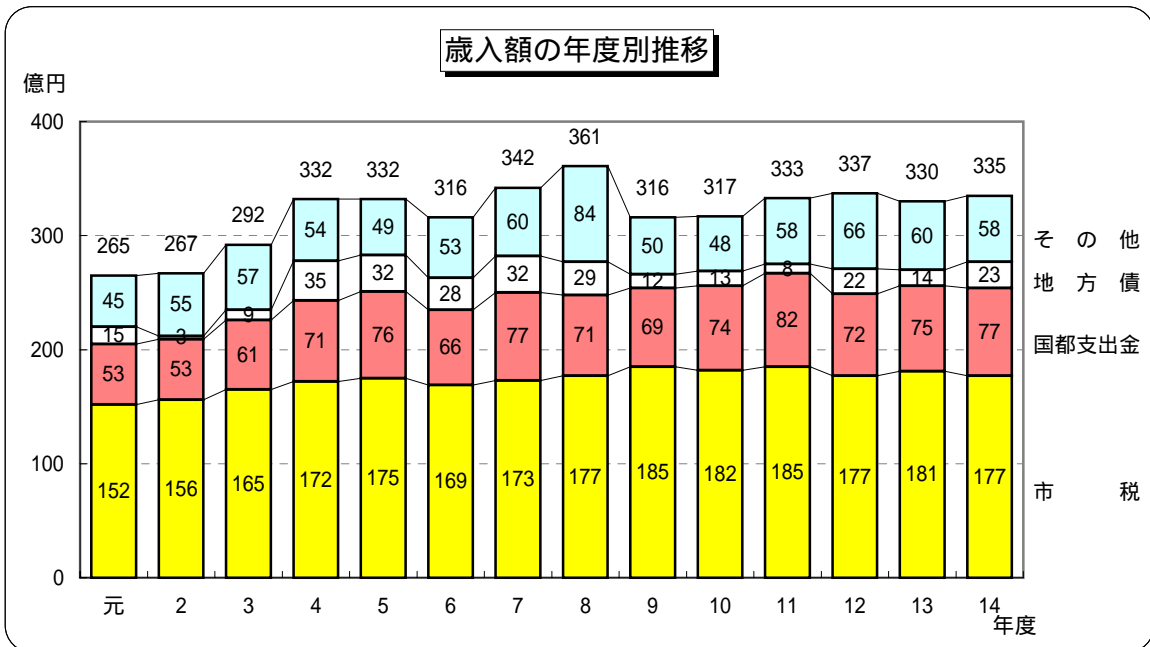
単年度収支=実質収支-前年度実質収支

<歳入> 歳入額の推移 ～低迷する歳入～

歳入には、市税、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、都支出金、使用料・手数料、市債等があります。なかでも市税は、歳入全体の中で52.8%（平成14年度）を占めており基幹的収入ですが、減税や深刻化した景気低迷の影響などから平成14年度は前年度に比べ、約3億9千万円も減少しました。

国庫支出金と都支出金は市税の次に多く、合計では22.8%を占めていますが、建設事業などの補助事業の増減によって毎年変動します。なお、現在、国や都は巨額の財政赤字を背景に国庫補助負担金等の削減を進めようとしており、今後、市への負担の転嫁にならないよう注視していく必要があります。

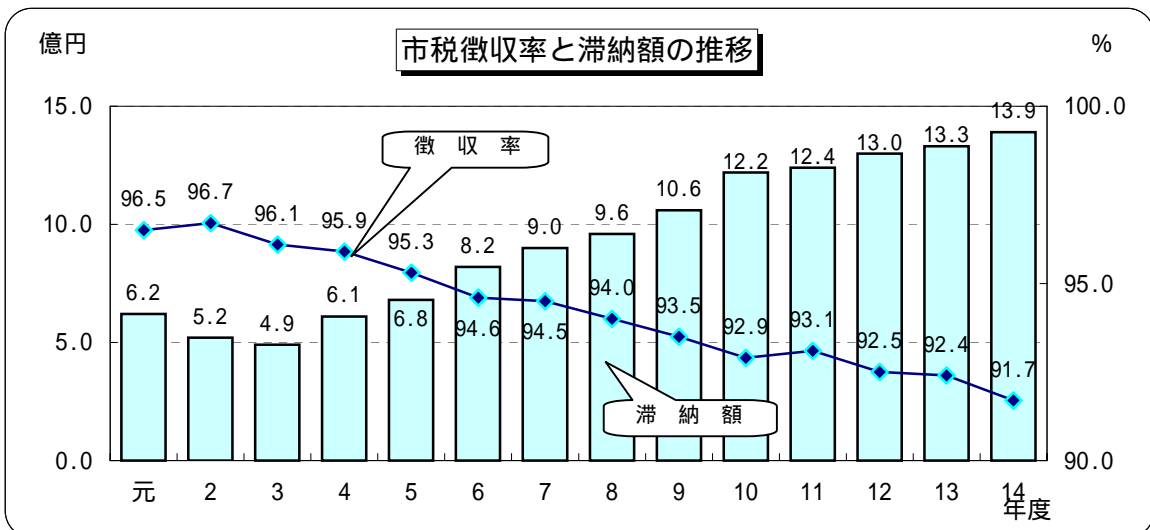
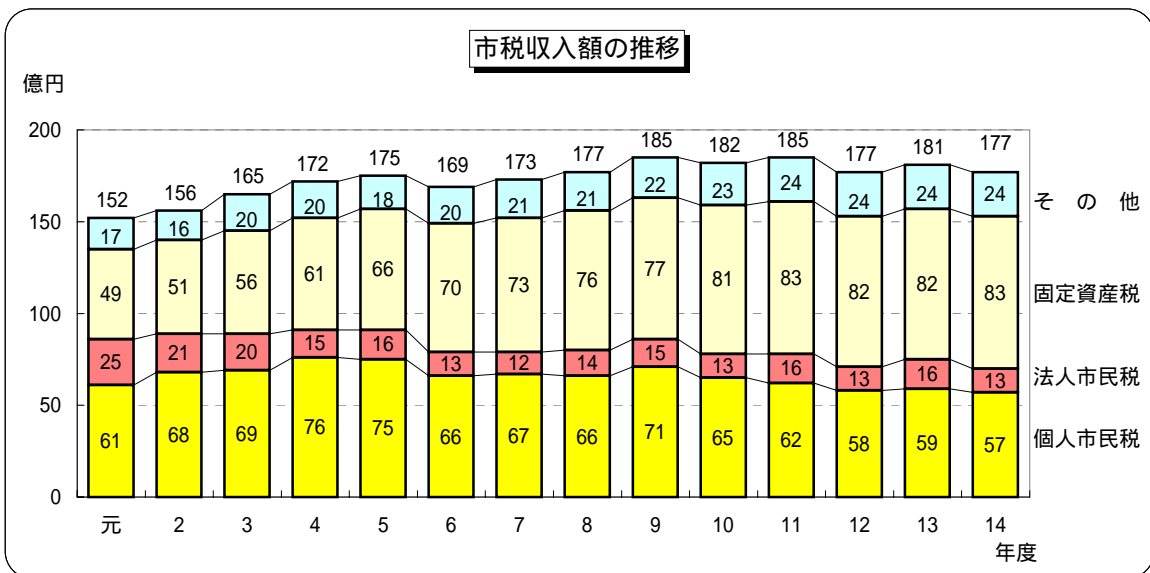
平成14年度の歳入額は、335億3千万円で、対前年度比5億6千万円の増となっています。この要因は、市税は減少したものの、都市計画道路整備に伴う建設事業債（借金）や臨時財政対策債（いわゆる赤字地方債としての借金）の借入れが前年度と比較し、約9億1千万円増加したことが挙げられます。なお、図から見ると、平成7・8年度は市庁舎新築工事などの大規模建設事業実施に伴い、歳入規模が大きく膨らんでいます。

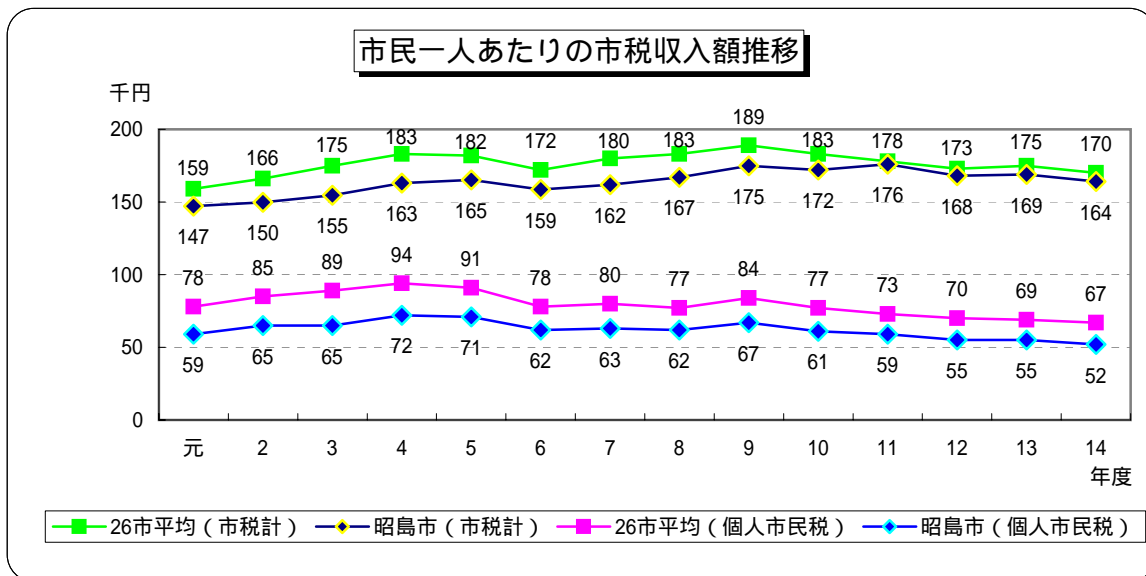


市税の推移 ～市税徴収率の向上が課題～

平成14年度の市税収入は、177億2千万円で前年度に比べて3億9千万円、2.1%の減となりました。この要因は、個人所得の伸び悩みを反映した個人市民税の減少や景気低迷などの影響による法人市民税の減少などによるものです。一方、固定資産税は、マンション等の新築住宅の増加に伴って前年度比約1億円の増加となりました。平成15年度以降においても、景気の状態を反映し、一段の減少が見込まれています。

市税の徴収率は、平成2年度の96.7%から年々低下し続け、平成14年度は91.7%となっています。26市の平均徴収率は92.8%であり、1.1ポイント低くなっています。市税の滞納額は、徴収率の低下に伴い平成3年度に比べ平成14年度は2.8倍の13億9千万円に達しています。負担の公平化と歳入の確保のために徴収率の向上が喫緊の課題です。なお、平成14年度の個人市民税の市民一人当たり負担額は52,301円で、26市の平均67,495円に比べ15,194円低い状況となっています。法人市民税や固定資産税などを含めた市税全体でも一人当たり負担額が163,658円で、26市の平均169,601円を下回っています。



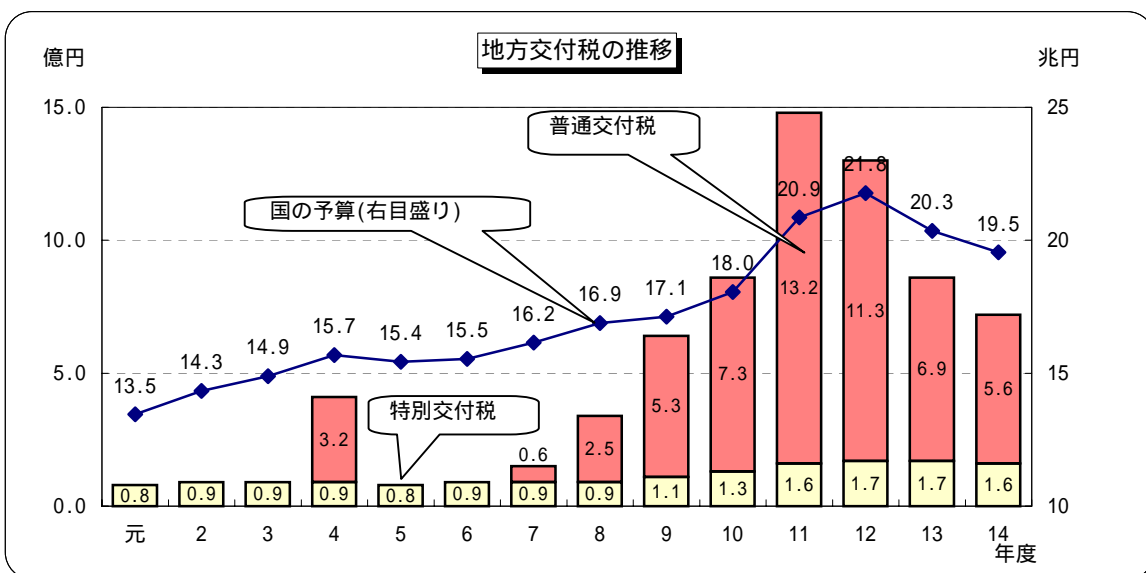


地方交付税 ～ 8年連続して交付団体に～

地方交付税には、地方自治体の財源を保障する機能と調整する機能があり、そのうち普通交付税は、国の基準に基づいて算定した標準的な歳入額が標準的な歳出額に対して不足する自治体に交付されます。本市は平成7年度以降連続して交付団体となっており、国からの財政支援を受けていることを意味しています。

特別交付税は、普通交付税の算定とは別に、災害や基地対策経費など特別の歳出に対して交付されます。平成14年度は、普通交付税が5億6千万円、特別交付税が1億6千万円で、合計7億2千万円の交付を受けました。

なお、国においては、交付税財源の不足が深刻化しているため、平成13年度から、国が交付税として交付すべき金額の一部を自治体が借金(臨時財政対策債)でまかなうように制度改正をし、更に交付税総額の縮小を図るなどの見直しを進めています。

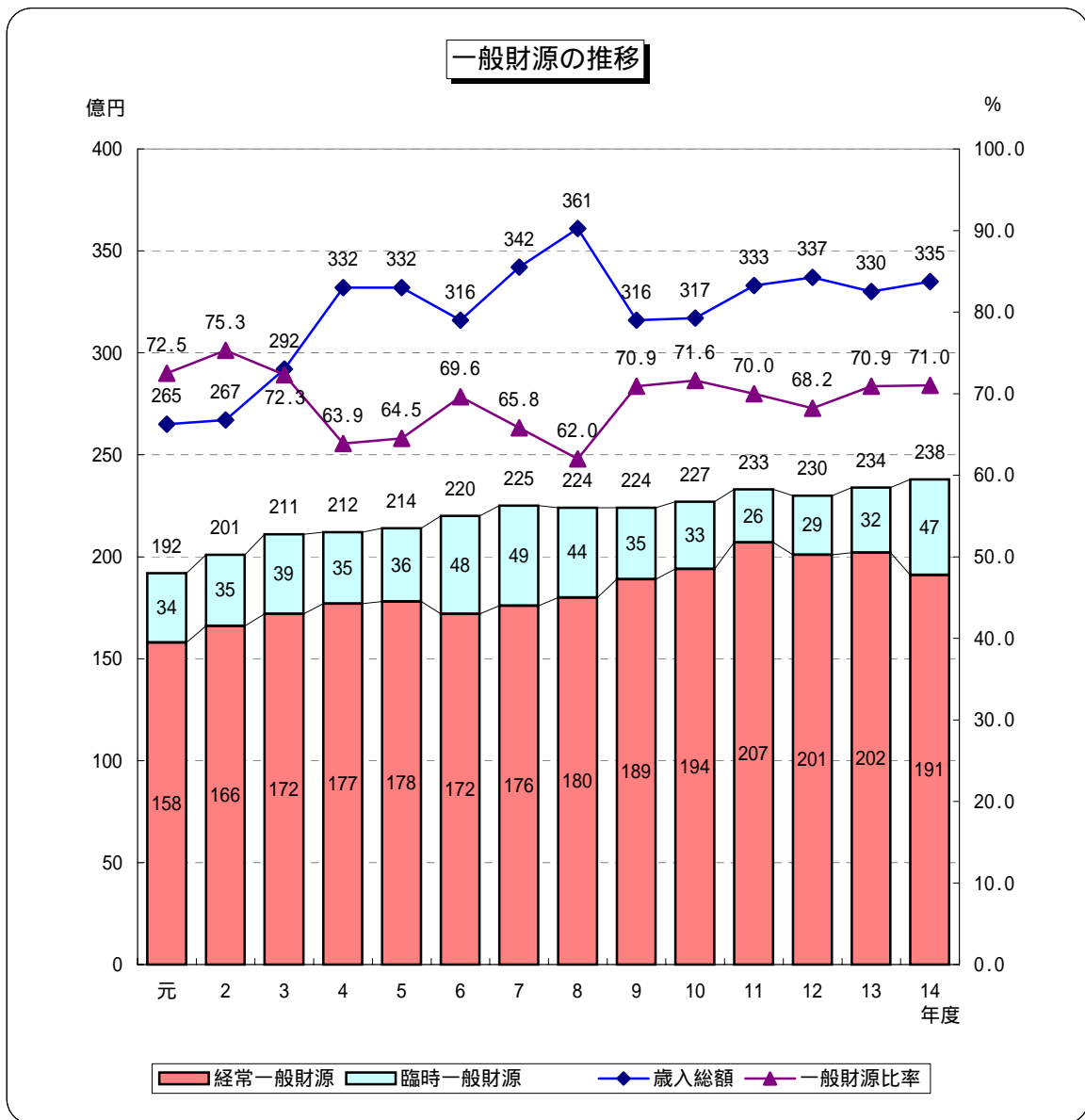


～ 用語解説 ～

地方交付税：地方交付税の財源は、法人税、所得税、消費税、酒税、たばこ税の国税5税の一定割合と、国の一般会計からの加算や交付税特別会計における借入金です。このうち94%が普通交付税として、6%が特別交付税として交付されます。

一般財源の推移 ～伸びない一般財源総額～

歳入総額に占める一般財源の比率が高ければ高いほど、財政の自立性・弾力性が高いといえますが、この比率は市税や建設事業費の変動によって影響を受けます。平成14年度の一般財源比率は71.0%で、前年に比べ0.1ポイント増加しましたが、一般財源総額は殆んど伸びていません。また、赤字地方債である臨時財政対策債の借入額も含まれていることから、財政の自立性などが高まったとは決して言えない状況です。



～ 用語解説 ～

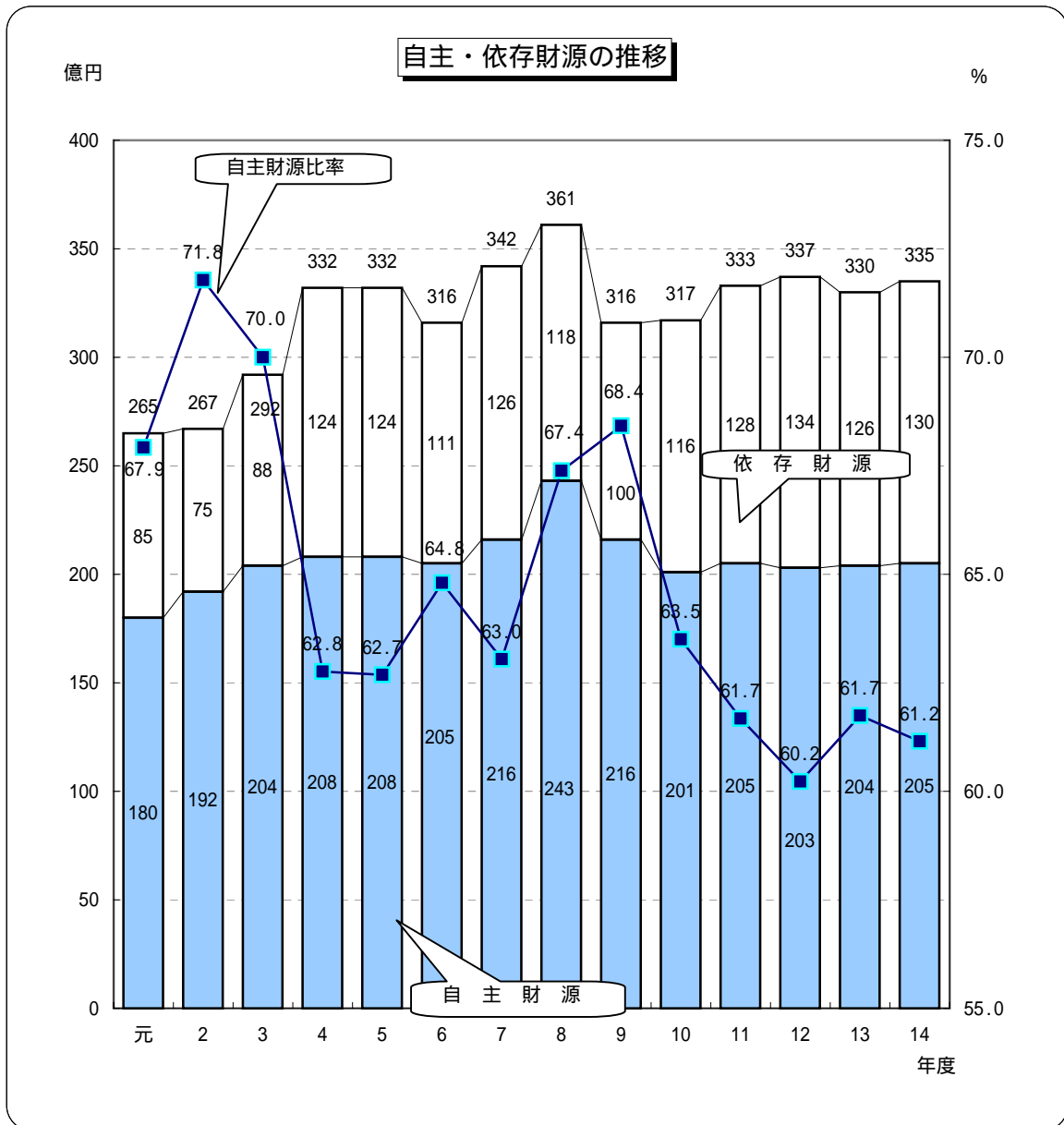
一般財源：一般財源とは、用途が特定の目的に限定されていないどんな経費にも自由に使える財源のことで、市税、地方交付税、利子割交付金、地方消費税交付金などが主なものです。歳入に占める一般財源の比率が高いほど、自治体が独自の事業を展開することができることを示しており、財政の健全性を見る指標の一つになります。

特定財源：使いみちが予め定められている財源のことで、国や都の補助金、使用料や手数料、建設事業に当てる市債などがあります。

$$\text{一般財源比率} = \frac{\text{一般財源}}{\text{歳入総額}}$$

自主・依存財源の推移 ～一段と自立性を欠く財政～

平成14年度の自主財源は205億1千万円で、歳入総額に対する比率は61.2%になっています。平成2年度の71.8%に比べて10.6ポイントも低下し、一段と国・都補助金や地方債などの依存財源に頼った財政構造になったことを表しており、財政の自立性がその分失われたことを示しています。この自主財源比率の26市平均は64.2%で、本市は3%下回っています。



～ 用語解説 ～

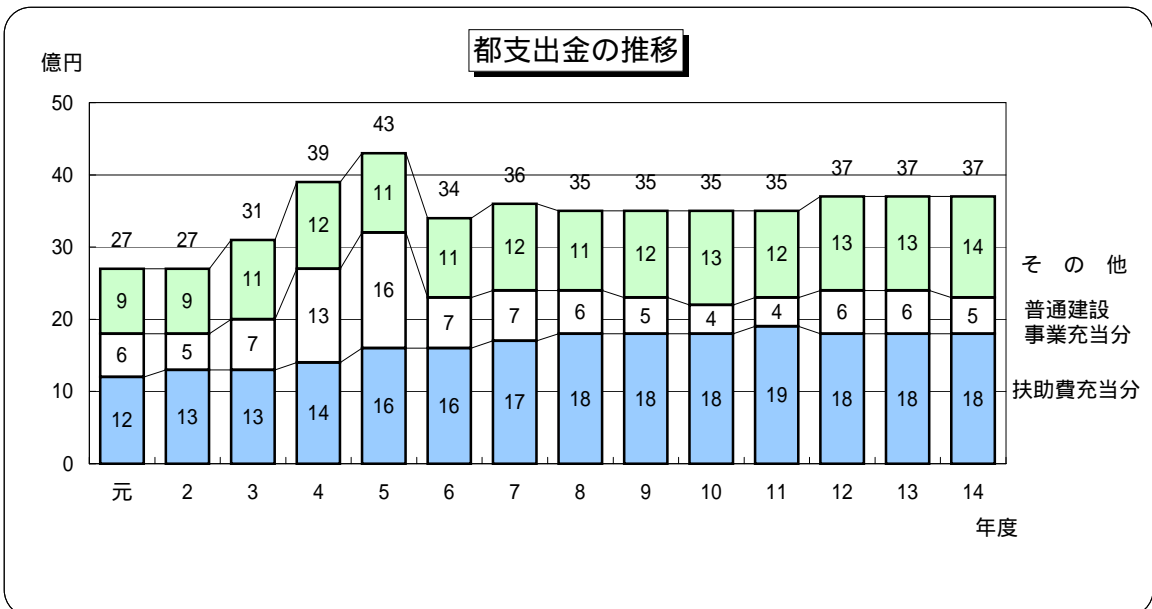
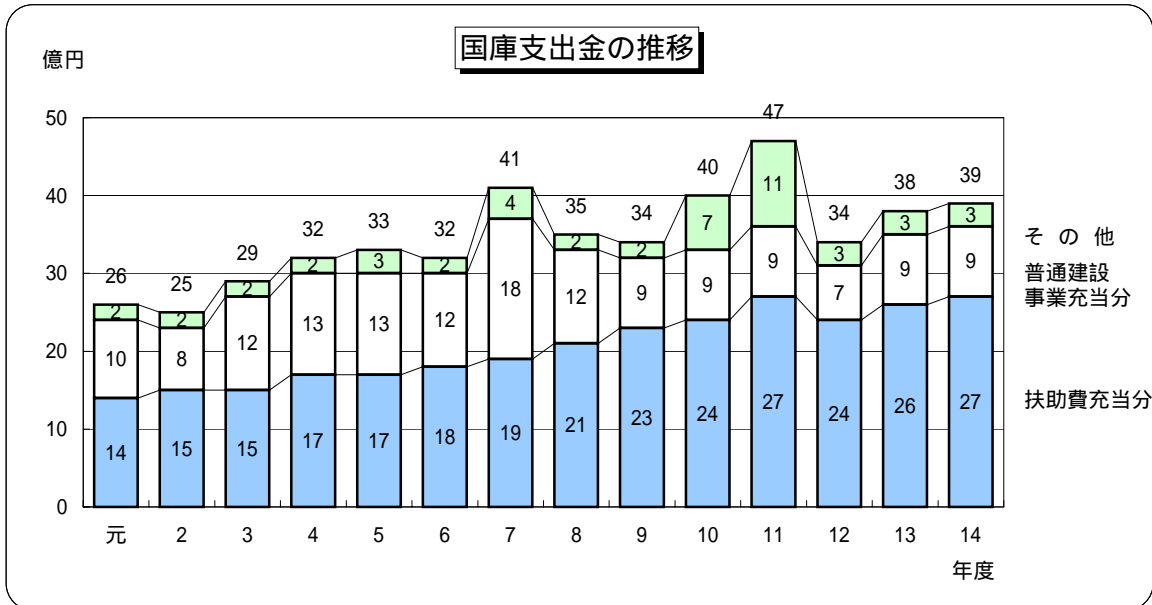
自主財源：市が独自に収入できる財源のことで、市税、分担金及び負担金、使用料・手数料、財産収入等がこれにあたります。自主財源の比率が高いほど、行政の自主性と安定性が確保されることとなります。

依存財源：国や都から交付される財源で、地方交付税、地方譲与税、国・都支出金、地方債などがこれにあたります。

自主財源比率：
$$\frac{\text{自主財源}}{\text{歳入総額}}$$

国・都支出金の推移 ~ 比重増す扶助費充当分 ~

平成14年度の国・都支出金は合わせて76億5千万円で、歳入全体に占める割合は22.8%になっています。このうち扶助費に充てられた金額は、45億6千万円、59.6%を占め、10年前の平成4年度の43.7%に比べ15.9ポイントも高まっており、普通建設事業費や物件費などに比べ扶助費への充当額が大幅に増加しています。



~ 用語解説 ~

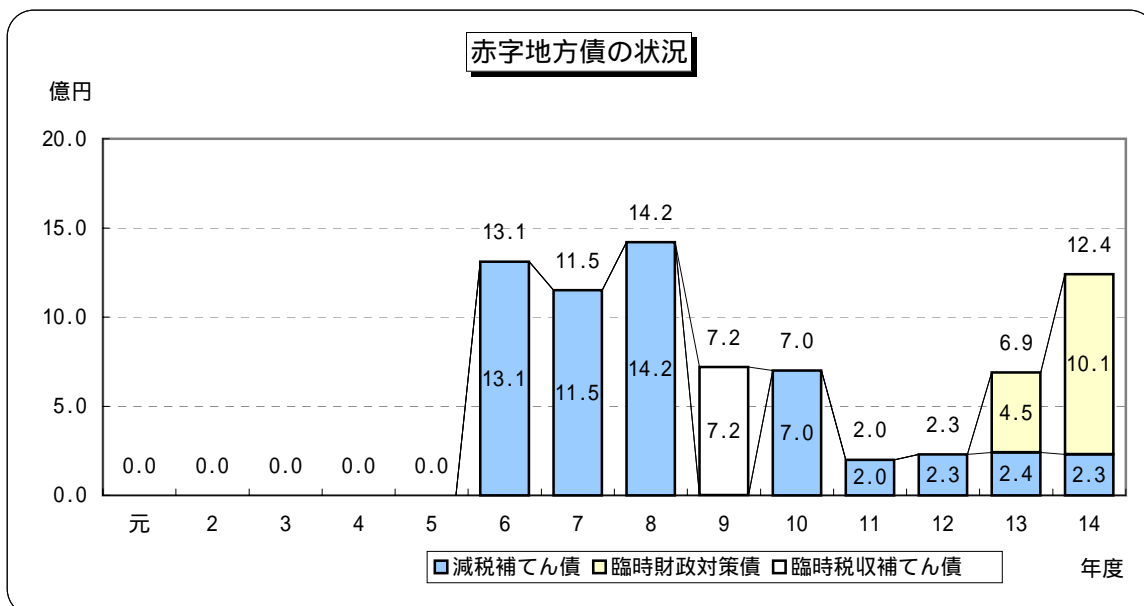
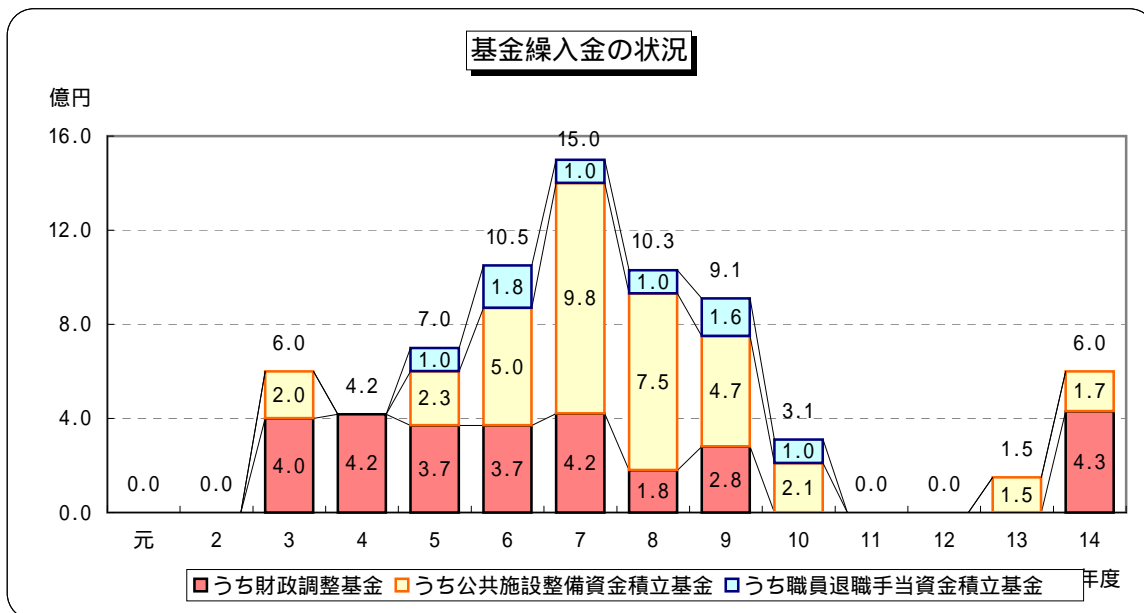
国・都支出金：国や都の支出金には、法令により自治体への支出が義務づけられている生活保護負担金のような「負担金」、一定の政策目的の遂行又は奨励のために交付される義務教育施設整備費補助金のような「補助金」、国の事務が自治体に委託されたときに事務経費として交付される外国人登録事務委託金のような「委託金」があります。

財源不足への対応 ～ 財政調整基金の取り崩しへ～

市税をはじめ歳入が伸びない中、歳出においては、生活保護費や少子高齢化に伴う扶助費の増加や、国民健康保険、中神土地区画整理事業などの特別会計への繰出金が巨額になるなど、単年度において収支の均衡を失ってきており、財源不足に対して平成3年度以降、基金からの取崩しや赤字地方債の借入れにより対応してきました。

平成10年度からの4年間は事務事業の見直しなどの歳出抑制と普通交付税の増加などから財政調整基金を取崩さないで済みましたが、平成14年度は、4億3千万円を再び取崩す状況となりました。

また、平成13年度から地方交付税で交付されるべき財源の一部について、自治体が臨時財政対策債(赤字地方債)を借入れることにより補てんすることになりました。本市では、この臨時財政対策債を平成13年度は4億5千万円、平成14年度は10億1千万円借入れましたが、その償還が将来の財政運営において重石となる恐れがあります。

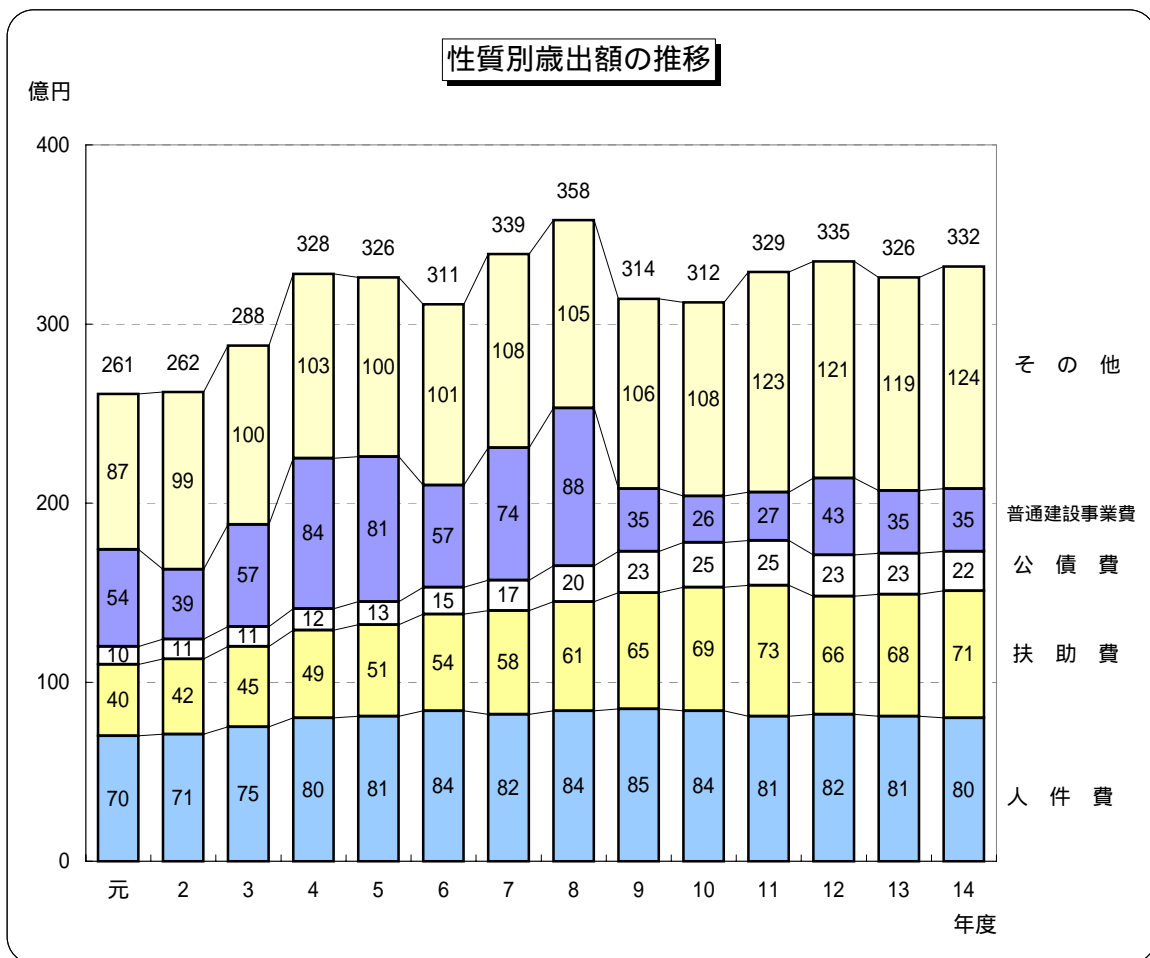


<歳出>

性質別歳出額の推移 ~ 扶助費はますます増加 ~

歳出は、民生費、教育費など行政の目的別による「目的別分類」と、人件費、扶助費及び物件費など経費の性質別による「性質別分類」に区分されます。

「性質別分類」では、人件費、扶助費及び公債費を合わせた義務的経費が、ほぼ毎年増加してきています。この義務的経費では、人件費が平成9年度をピークに減少傾向にある一方、扶助費は大きく伸びています。なお、扶助費が平成12年度に大幅な減少となった要因は、介護保険制度の施行に伴い老人保護措置費などの扶助費の一部が介護保険特別会計に移行したことによります。普通建設事業費では、市庁舎の建替工事を行った平成8年度の約88億円をピークに減少し、平成14年度は約35億円となっています。



～ 用語解説 ～

義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費をいい、人件費、扶助費、公債費の三つの経費がこれにあたります。

人件費：職員、議員や非常勤職員に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費です。

扶助費：社会保障制度(生活保護法・児童福祉法等)の一環として、現金や物品等を支給する経費です。

公債費：市が借入れた借金(地方債)の元金及び利子の償還額(返済額)です。

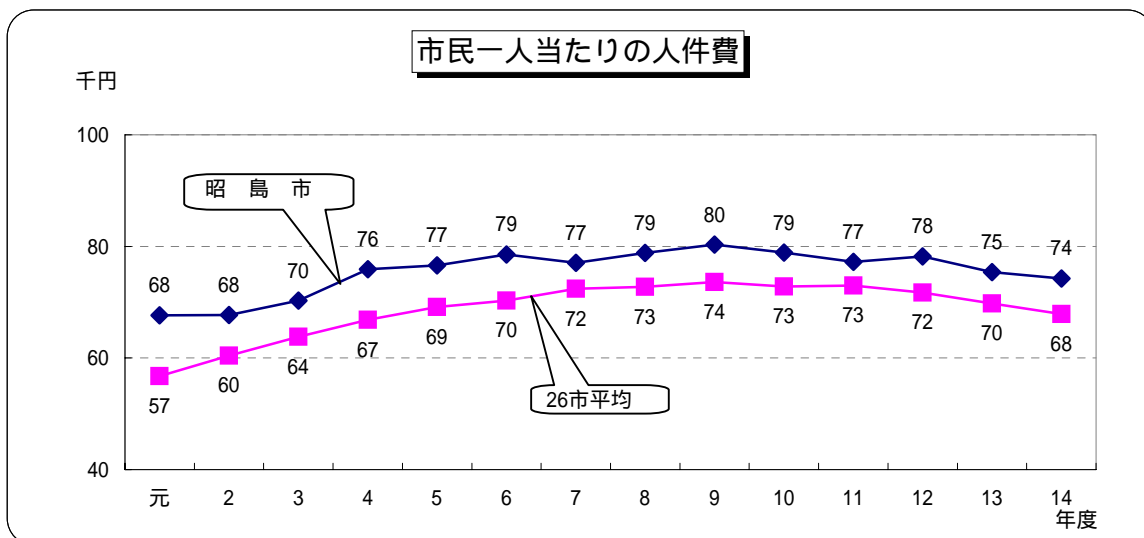
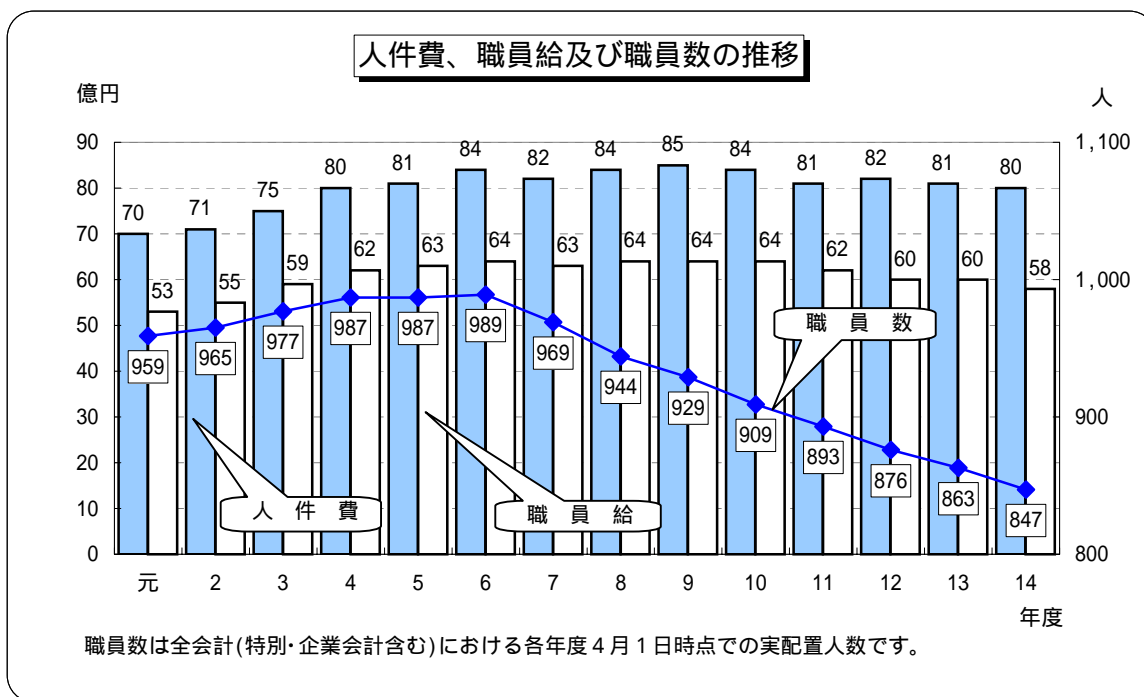
普通建設事業費：施設建設や道路建設及び土地取得など財産(社会資本)を形成する事業に使われる経費です。

人件費の推移 ~ 低減する人件費 ~

平成14年度の人件費の決算額は約80億円で、平成9年度のピーク時に比べ約5億円の減少になっています。これは、平成6年度からの財政健全化の取組みにより、平成14年度までの9年間で職員数を142名減員したことや、職員給の削減などの効果によるものです。

また、市民一人当たりの人件費は約74,238円で26市の平均と比較しても6,389円の開きがあり、引き続き人件費の抑制に努めていくことが求められています。

なお、平成19年度から平成22年度に予定される140人を超える職員の大量退職に伴う退職手当への対応が今後の大きな課題です。



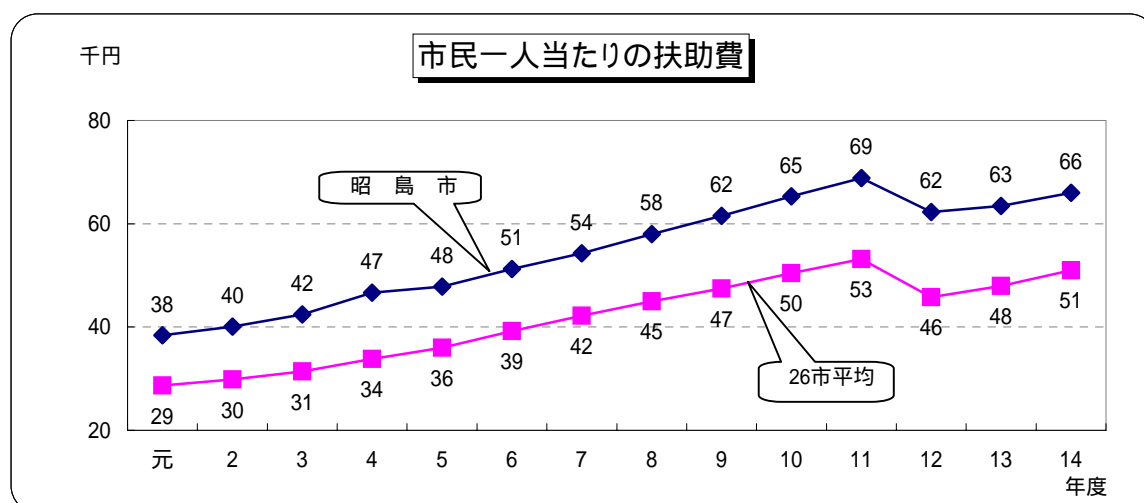
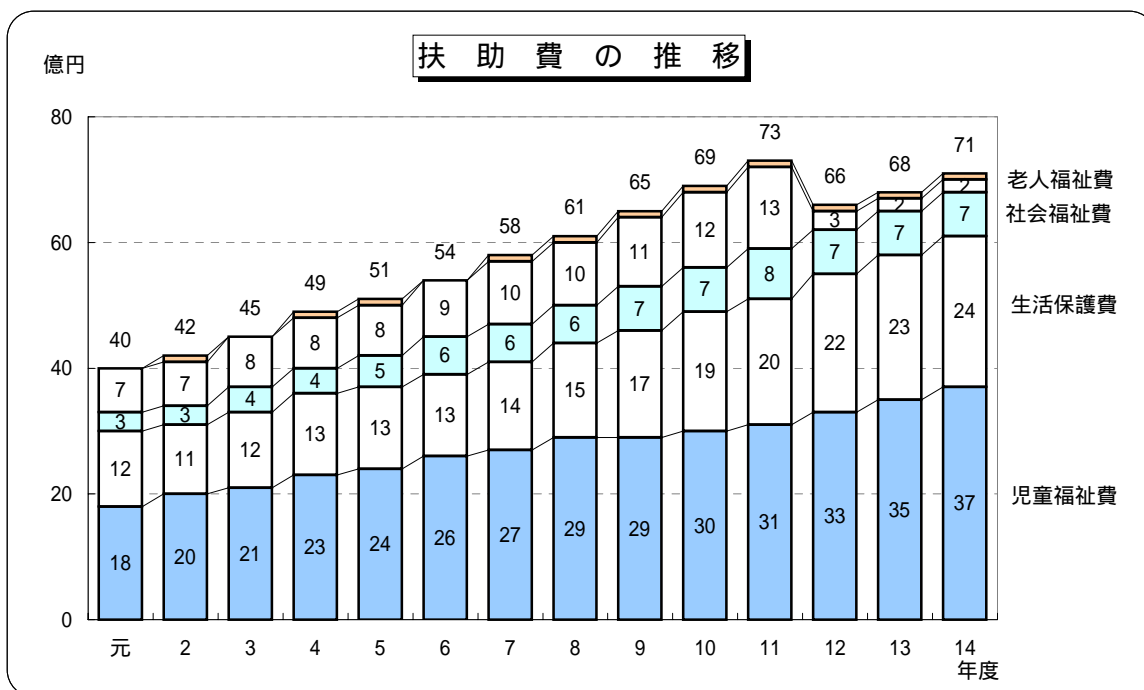
~ 用語解説 ~

人 件 費：職員、議員や非常勤職員に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費です。
 職 員 給：一般職職員の給与費で、職員手当なども含んでいます。

扶助費の推移 ~ 膨張つづく扶助費 ~

平成14年度の扶助費の決算額は約71億円で、前年度に比べ3億円、5.3%の増となっています。平成12年度からの介護保険制度の導入により、老人福祉費は大幅に減少していますが、児童手当や保育所運営費などの児童福祉費及び生活保護費は引き続き増加しています。今後も、平成15年度から導入された障害者支援費制度などにより、更に増加する傾向にあります。

また、市民一人当たりの扶助費は、66,004円で26市平均と比較して、15,011円も高く、26市中多い方から5番目で、本市の扶助費の負担額は他市に比べて大きいことが分かります。



~ 用 語 解 説 ~

扶 助 費：社会保障制度(生活保護法・児童福祉法等)の一環として、現金や物品等を対象者に支給する経費です。

児童福祉費：保育所の運営費や児童手当等です。

生活保護費：生活保護法による生活、教育、医療扶助等です。

社会福祉費：身体、知的障害者等の援護関係費等です。

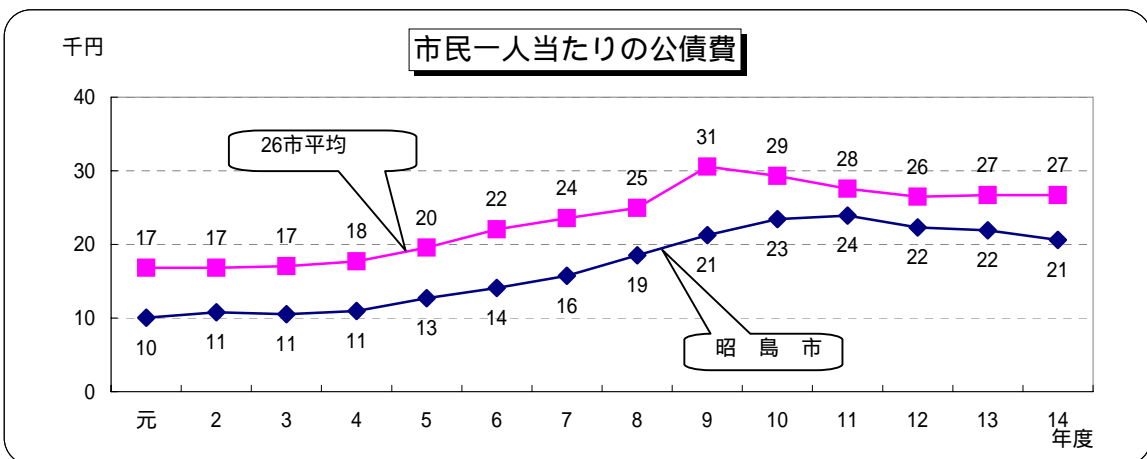
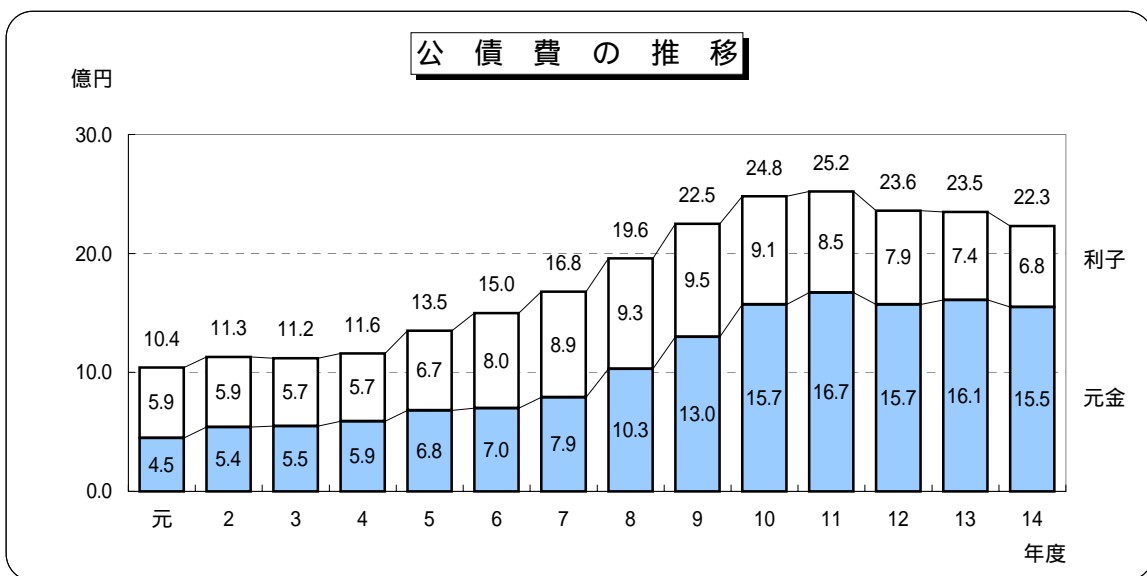
老人福祉費：老人福祉法による高齢者への援護費等です。

公債費の推移 ～予断をゆるさない今後の動向～

平成14年度の公債費の決算額は22億3千万円で、前年度に比べ1億2千万円、5.1%の減となり、平成11年度のピーク時に比べ、2億9千万円ほど減少しています。

市民一人当たりの公債費では、20,606円で26市の平均26,772円に比べ比較的低い償還額になっていますが、その差では平成9年度に約1万円の開きがあったものが平成14年度においては6千円までに縮まっています。

今後、保健福祉センター建設事業債（借入額約13億6千万円）や臨時財政対策債などの償還が始まることや借入額の増加などに伴って償還額も増加することが予想され、財政運営上の影響が懸念されます。



～ 用語解説 ～

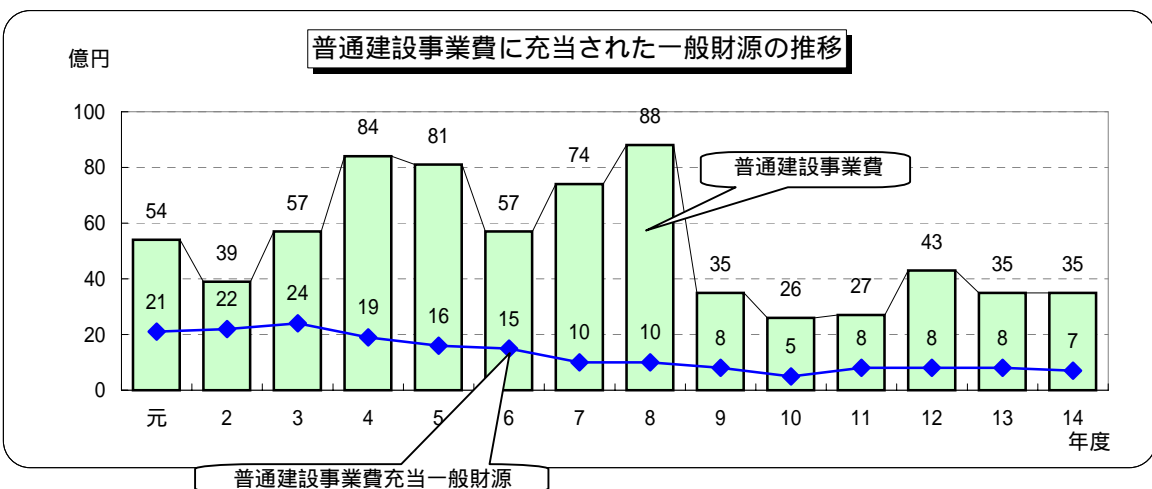
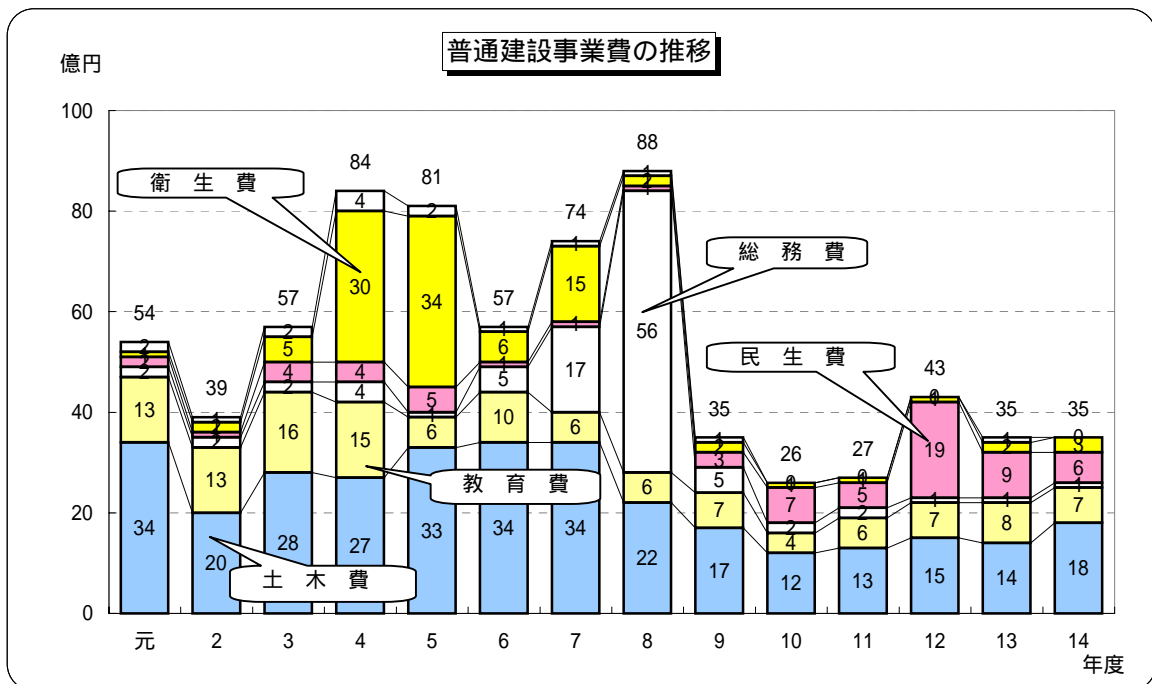
公債費：市が借入れた借金(地方債)の元金及び利子の償還額(返済額)です。

臨時財政対策債：地方財源の不足に対処するため、平成13年度から15年度までの特例措置として、地方交付税算定上の一定の数値により発行を許可される地方債です。

普通建設事業費の推移 ~ 補助金に頼った普通建設事業費 ~

平成14年度は、都市計画道路の整備事業費が増加（対前年度比、約7億円増）したものの、保健福祉センターの建設が13年度で終了したこと（対前年度比、約6億円減）などにより平成13年度と変わらず35億円となっています。年度毎の事業計画により大きく変動しますが、市民一人当たりの普通建設事業費は、32,046円で26市の平均38,859円に比べ6,813円も低くなっています。

普通建設事業費の財源は、主に国や都の補助金などと市債（借金）及び一般財源で構成されています。平成14年度の普通建設事業費に対する一般財源の充当額は、7億円で、普通建設事業費の20.0%に過ぎず、経費の多くは、国・都などの補助金や市債に頼っている状況です。このことは、普通建設事業費などの投資的経費に一般財源をまわす財政的な余裕がなくなってきたことの表れでもあります。



～ 用語解説 ～

普通建設事業費：施設や道路の建設及び土地取得など財産(社会資本)を形成する事業に使われる経費です。

一般財源：P5を参照してください。

その他の経費（物件費・補助費等・繰出金）

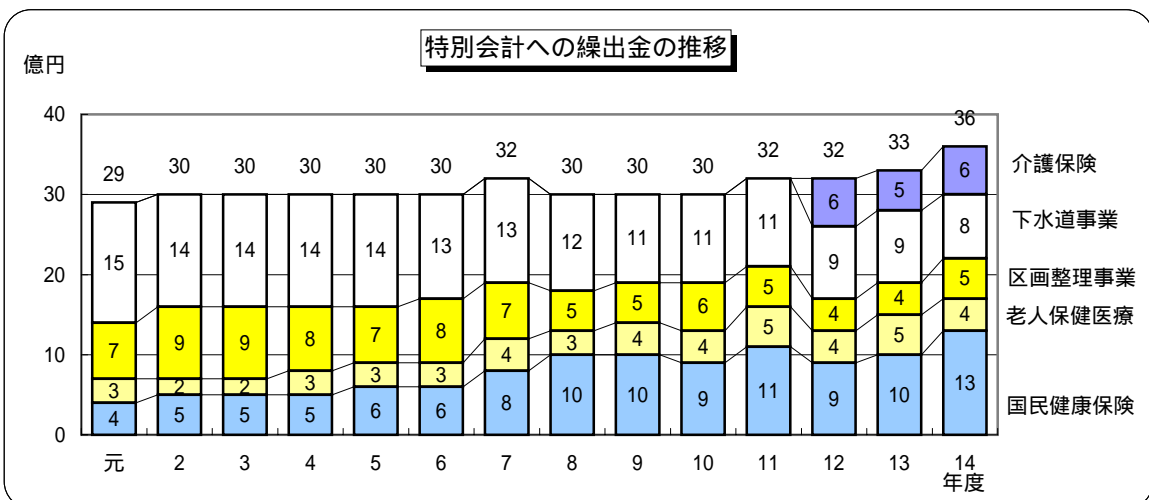
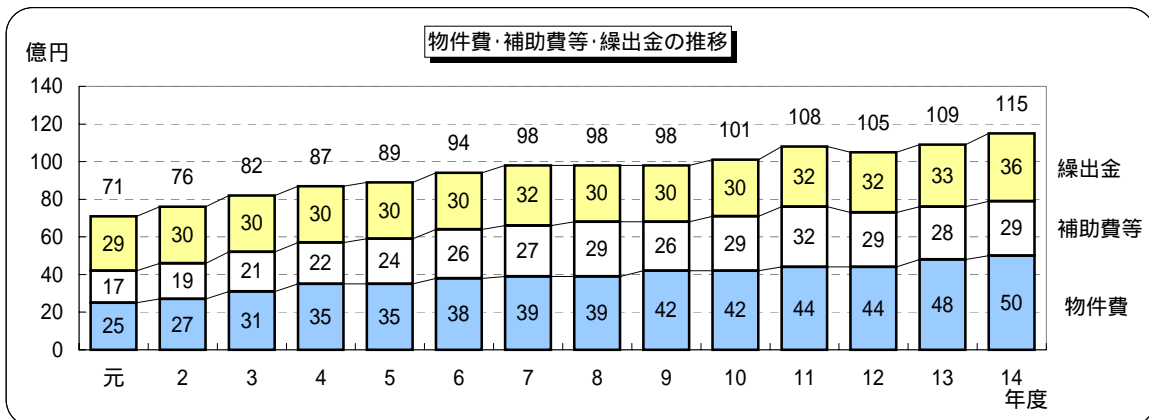
その他の経費には、物件費、補助費等及び繰出金などが含まれます。平成14年度の決算額は、122億7千万円で、対前年度比3億6千万円（3.0%）の増となっています。

平成14年度における物件費は、約50億円で対前年度比2億円、5.3%と大幅な増となっています。この要因として、保健福祉システム、住民基本台帳ネットワークシステムの導入経費や保健福祉センター管理運営費の増などがあります。市民一人当たりの物件費は、46,668円で26市の中では、平均的金額よりやや低い額になっていますが、年々増加傾向にあるため、その抑制が課題です。

補助費等は29億円で、対前年度比1億円、1.3%の増となっています。

繰出金は36億円で、対前年度比3億円、8.0%の増となっています。特に国民健康保険特別会計へ赤字補填のため約13億円を支出したほか、下水道事業特別会計へも約8億円を支出するなど、巨額な繰出しを行っており、一般会計を圧迫する要因となっています。

なお、平成16年度から国民健康保険税や下水道使用料が引き上げられることになりましたが、赤字の解消までには至らない見込みです。



～ 用語解説 ～

物件費：人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費の総称です。

補助費等：一部事務組合への負担金や各種団体への補助金など、市町村が他の市町村や民間へ目的を達成するために現金支給する経費です。

繰出金：一般会計と特別会計や特別会計相互間に支出される経費です。

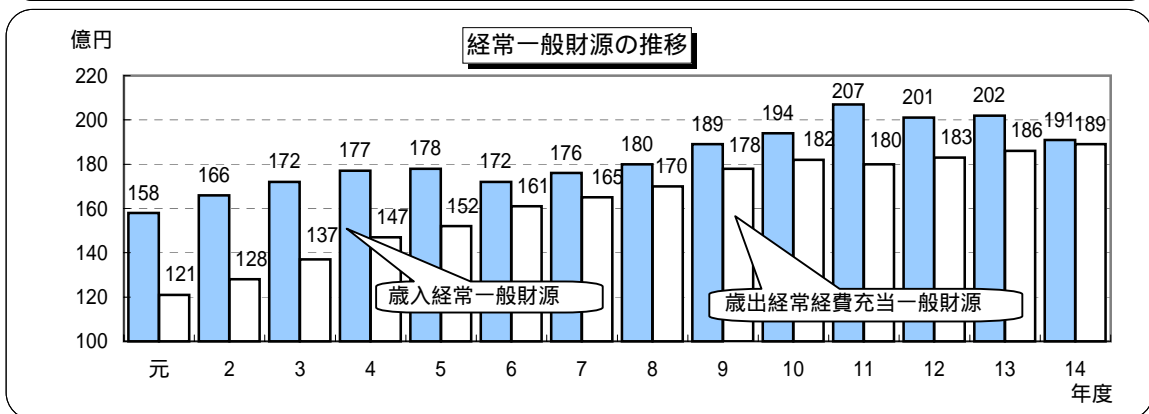
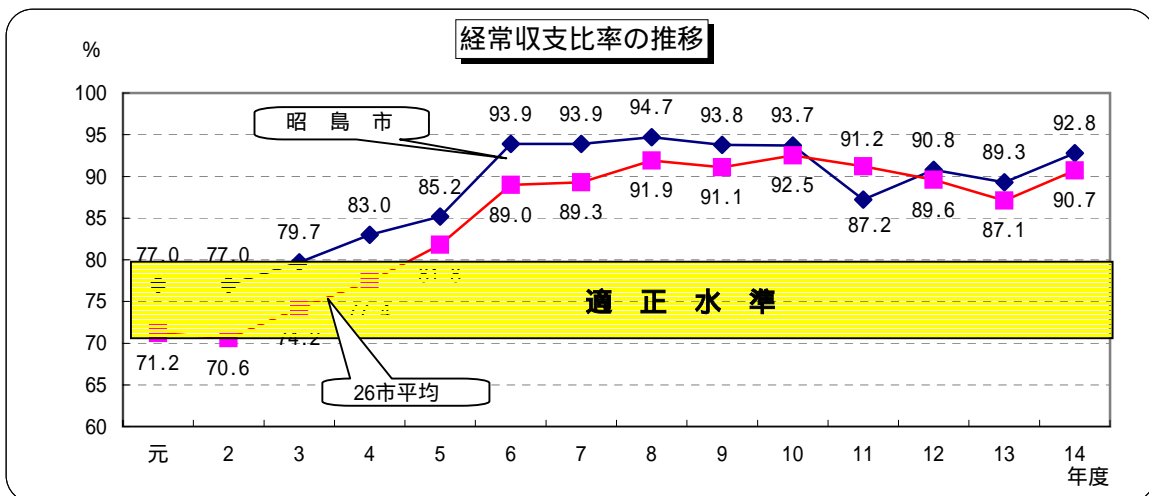
<財政の弾力性・健全性>

経常収支比率の推移 ~進む硬直化傾向~

財政構造の弾力性を見る指標として経常収支比率があります。端的にいえば、固定的な経費以外にどの位の一般財源を使うことができるかといった指標です。

本市の比率は、平成6年度以降90%を大きく超え、平成11年度は、地方特例交付金の創設や地方(普通)交付税の大幅な増などがあったことにより一時的に下がりましたが、翌年度から再び上昇に転じました。平成13年度から率の算出方法が一部変更となり見かけ上では下がっておりますが、平成14年度以降も経常的な歳入減、歳出増が見込まれ、数値の上昇が予測されます。(平成14年度を前年度までの算出方法で計算すると98.8%)

26市平均との比較においても、義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の割合が高いことから平成11年度を除き、常に平均を上回っています。



歳入経常一般財源と歳出経常経費充当一般財源の差が大きければ大きいほど、市民要望を実現する新規事業などの自主的な施策の充実を図ることができます。近年この差が縮小しており、今後市税を中心とした歳入の伸びが見込めない中で、義務的経費などの歳出経費の伸びを抑えるため更なる努力が必要です。

~用語解説~

経常収支比率： 経常的な歳出経費に使う一般財源額に対して、市税など毎年経常的に入ってくる一般財源額の比率。したがって、この比率が低いほど建設事業費などの臨時的な経費への対応力が大きくなります。一般的に70~80%が適正水準で、80%を超えると財政の弾力性を失いつつあるといわれます。

歳出経常経費充当一般財源額

$$\frac{\text{歳出経常経費充当一般財源額}}{\text{歳入経常一般財源額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

歳入経常一般財源： 一般財源のうち、市税(都市計画税を除く)や地方消費税交付金など安定的に収入されるものをいいます。

歳出経常経費充当一般財源： 人件費や扶助費など行政活動を行う上で経常的に支出される経費に対して、国や都からの補助負担金などを除いた一般財源充当額

市債現在高等の推移 ~ 増加が著しい赤字地方債 ~

市債借入額のうち建設事業債は、各年度の事業規模などにより大きく増減します。清掃センター、市庁舎(周辺道路整備含む)及び保健福祉センター建設年度は大きく伸びました。また、平成6年度からの特別減税、11年度からの恒久的減税に伴う減税補てん債や13年度から15年度までの臨時財政対策債などの赤字地方債についても多額の借入れを行っています。

市債残高については、建設事業債は市庁舎の建設時をピークに減少傾向にあります。赤字地方債は大幅に増加してきており、将来の財政負担が懸念されます。

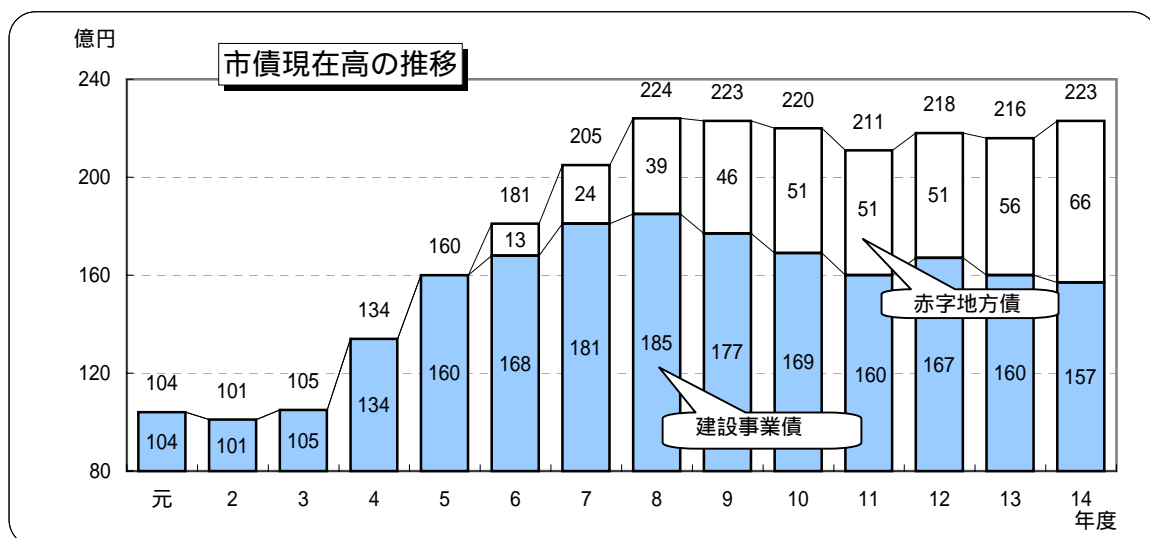
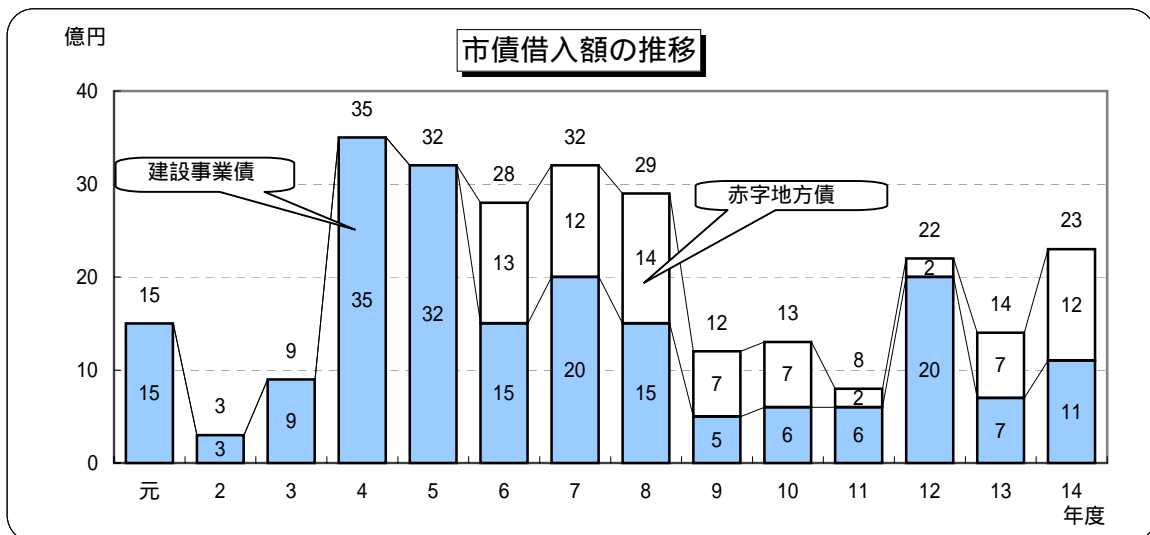
< 主な事業の市債借入額 >

(建設事業債)

ごみ処理施設整備(3~7年度)	49.5億円
市庁舎建設(6~8年度)	13億円
市庁舎周辺道路整備(4年度~)	21.9億円
保健福祉センター建設(11~13年度)	13.6億円

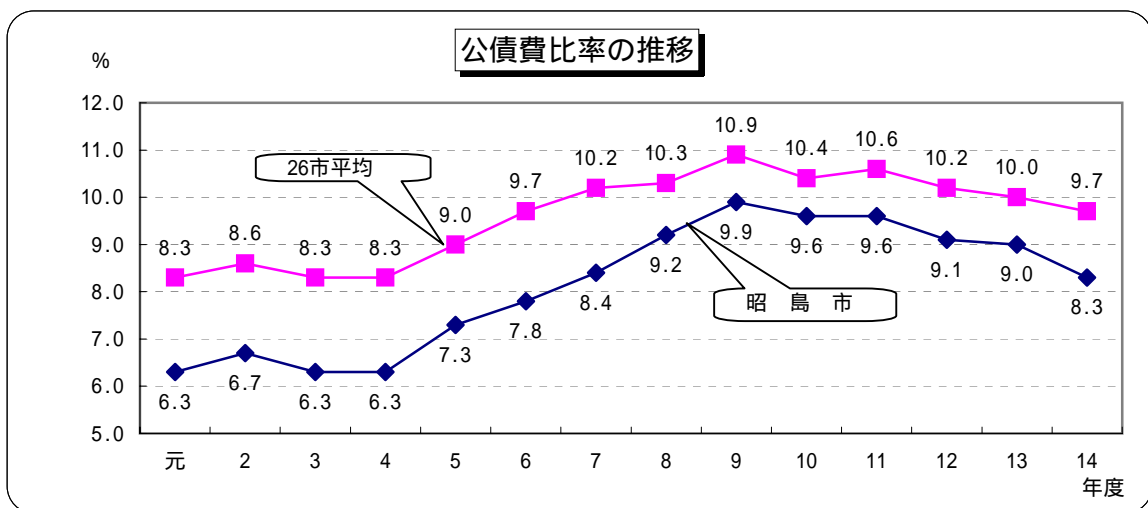
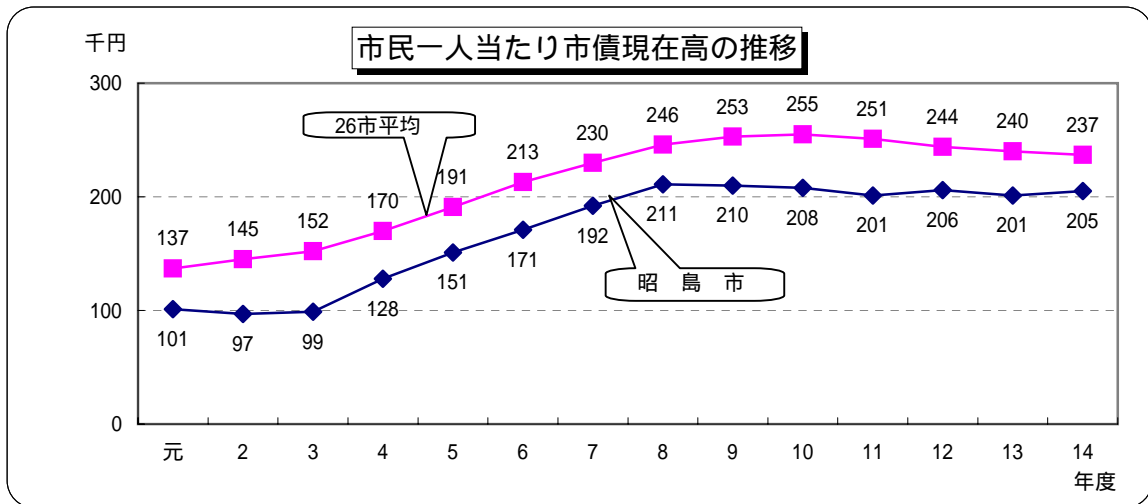
(特例(赤字)地方債)

減税補てん債(6~8年度)	38.8億円
(10年度)	7億円
(11~14年度)	8.9億円
臨時税収補てん債(9年度)	7.2億円
臨時財政対策債(13~14年度)	14.6億円



本市の市民一人当たりの市債残高は、公債費比率とともに、他市に比べて比較的低い水準にあります。

しかし、今後予定される都市計画道路事業など大規模建設事業の財源としての建設事業債と臨時財政対策債などの赤字地方債の借入れにより、市債の増加が見込まれており、今後も市債を計画的に管理していく必要があります。



～ 用語解説 ～

減税補てん債： 国の景気対策としての減税の影響による市税収入の減少分を補うために発行を許可される地方債。

基準財政需要額 地方交付税の算定における標準的な行政サービスを行うためにかかる経費

公債費比率 一般財源を基礎としている標準財政規模に対して公債費として支出する一般財源充当額の割合で、例えて言うならローン返済の毎年の負担の重さにあたります。数値が高くなるほど財政の硬直化が進んでいるとされ、一般的に15%を超えると危険信号といわれています。

$$\frac{\text{公債費に充当される一般財源額} - \text{災害復旧費等にかかる基準財政需要額}}{\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額} - \text{災害復旧費等にかかる基準財政需要額}} \times 100$$

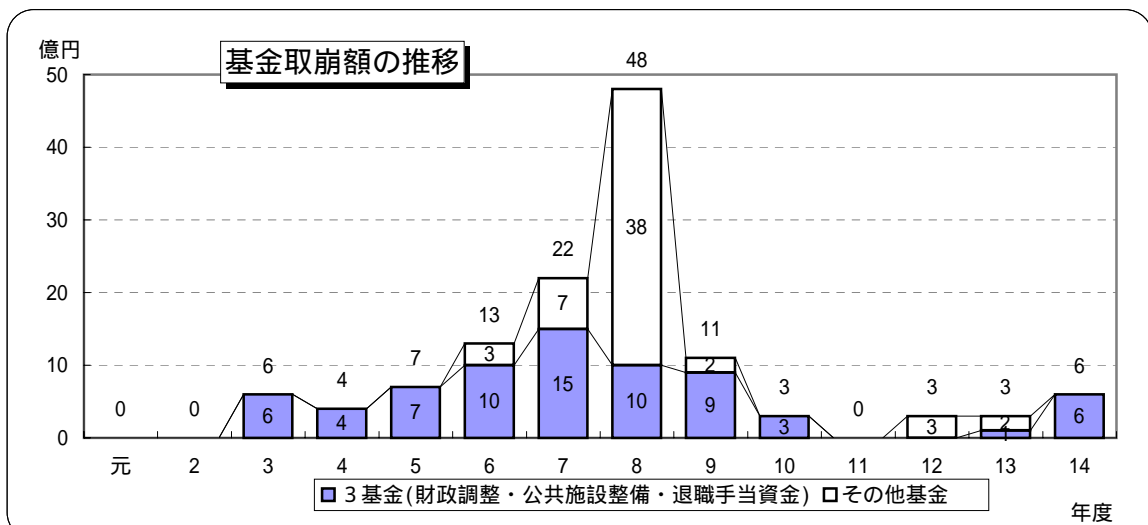
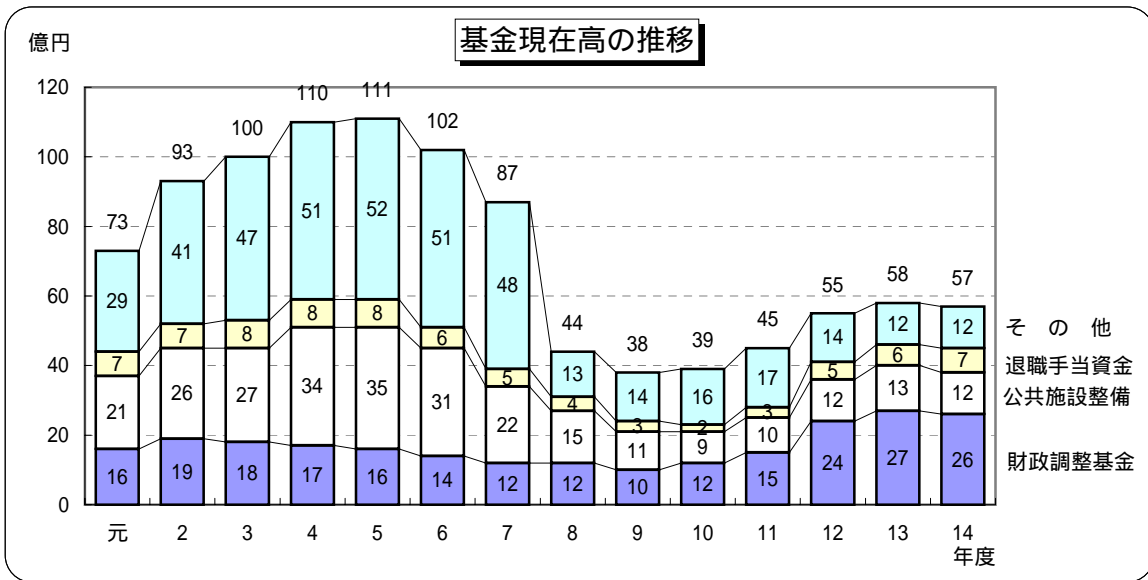
標準財政規模： 普通交付税算定にあたり、一般財源を基礎としてその自治体の標準的な財政規模がどの程度になるかを示す数値。
平成14年度昭島市標準財政規模 = 約195億3千万円

災害復旧等に係る基準財政需要額： 普通交付税を算定するうえで、基準財政需要額に算入された公債費。

基金現在高の推移 ~残り少ない貯金~

市では財政調整基金のほか、公共施設整備資金積立基金など5つの特定目的基金を設置し財政運営を行っています。このうち、財政調整基金、公共施設整備資金積立基金については年度間の財政調整や公共施設整備のため、比較的広く活用できます。また、退職手当資金積立基金についても退職者数の増加に伴う財政収支の不均衡を補うため取崩しができることになっています。

平成3年度以降、大規模建設事業の実施や扶助費などの支出増の反面、市税の伸び悩みや収益事業収入の減などにより収支の均衡を失し、多額を取崩しを行ってきました。平成10年度からの4年間は、事務事業の見直しなどの歳出抑制の効果などから財政調整基金の取崩しに頼らない財政運営を行いました。平成14年度は市税の大幅な減少などにより、取り崩しを行い残高は26億円に減少しましたが、今後、市税収入の落ち込みなどから収支の均衡を失し、更なる取崩しを行うことにより残高が減少していく状況が予測されます。



平成8年度その他基金は、庁舎建設資金積立基金取崩し(37億7千万円)により数値が大きくなっています。

~ 用語解説 ~

財政調整基金：年度間の財源調整を行い、財政の健全な運営を図ることを目的とした基金。毎年、前年決算での実質収支額（剰余金）の1/2をこの基金に積立しています。

<今後の財政の健全化に向けて>

平成 14 年度の歳入は、長引く景気低迷により、市税をはじめ、利子割交付金、地方交付税交付金などが大きく減少いたしました。また、地方交付税も大幅な減額となりました。一方、歳出では児童扶養手当や生活保護費などの扶助費の増高が続き、また、国民健康保険特別会計や下水道特別会計へ繰出金も巨額になっており、一段と歳出圧力が高まっています。更に、政府の地方交付税、国庫補助負担金の削減と税財源移譲という「三位一体改革」の中身や東京都の「第二次財政再建推進プラン」の具体化によっては、本市の財政運営にも今後大きな影響がでてくることが考えられます。これらのことから、健全財政を確立するため、現在進めている「第二次中期行財政運営計画」を基本に、引き続き歳入の確保と歳出の抑制を図る必要があります。具体的には、次のような対策に取り組んでいくことが不可欠です。

歳入の確保

市民税や国民健康保険税の徴収率の向上

平成 14 年度の徴収率は、市民税が 91.7%、国民健康保険税が 69.2%と、26 市の平均を大幅に下回っている反面、滞納額は増加している状況にあり、税負担の公平化のためにも徴収率の向上に努める。

公平適切な使用料・手数料の設定

使用料・手数料については、行政サービスの受益と負担の関係を見直し、より公平で適切な料金体系を設定する。

超過負担や国・都からの負担転嫁に対する是正要望

国や都からの事務の移譲、補助率削減などに伴って発生している超過負担や負担の転嫁について、市長会等を通じ税財源の移譲を含め強力にその是正措置を求める。

歳出の抑制

事務事業の見直し

事務事業評価制度の活用などにより、効果の低い事務事業は廃止し、より効果の高い事業を選択するなど、過去の経緯にとらわれず成果主義に基づいて、引き続き事務事業を見直す。

事務事業経費の見直し

平成 15 年 3 月に「昭島市建設コスト縮減に関する行動計画」が策定されているが、建設コストに限らず物品の購入、委託業務など全ての契約行為について、その内容と単価等が適正かどうかを前年実績にとらわれることなく具体的に見直す。

補助金等の見直し

平成 14 年度に各種の団体等へ交付した補助金は、10 億 5 千万円にもものぼっており、今後「補助金等適正化委員会」で検討されるが、既にその目的を達成しているものや成果の乏しいものは廃止するなどその結果を受けて見直す。

職員定数の適正化

本市の人件費比率は 26 市の平均に比べまだ高く、職員定数の適正化を引き続き進めて行く。

これらの対応はもとより、事務事業全般にわたり、市民福祉の維持向上を図りつつ、歳出の縮減と予算の効率的な執行に努め、健全な財政基盤の確立に向けた取組みが必要です。

<バランスシート及び行政コスト計算書> バランスシート

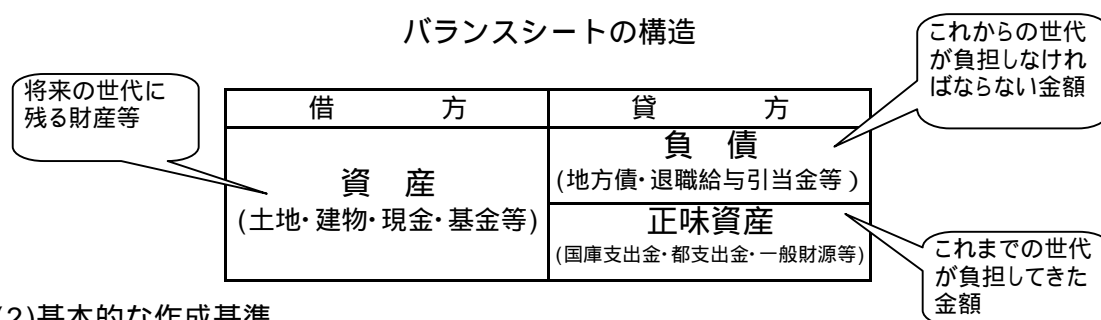
(1) バランスシートとは

バランスシートとは、一定の時点において保有するすべての資産、負債等の状況を一覧で表示した財務報告書です。

また、バランスシートでは、年度末における市の資産（市民の財産）、負債（将来の世代の負担）さらに、これらの差額である正味資産（今までの世代による負担）から構成されています。

バランスシートの構造は下記の図のように、借方（左側）には「資産」、貸方（右側）には「負債」と「正味資産」で表示され「資産 = 負債 + 正味資産」という関係にあります。「負債」と「正味資産」は、行政活動に必要な資金がどこからきたか（資金の調達）を、資産はその調達した資金を何に使ったか（資金の使途）を表しています。

なお、自治体のバランスシートは民間企業のバランスシートとは異なり、資本の概念がありません。したがって、民間企業でいう「資本」は、「正味資産」と表現し、これまでの世代が負担した金額として捉えています。また、「負債」は、これからの世代が今後負担することとなる金額を表しています。



(2) 基本的な作成基準

作成上の基本的ルール

このバランスシートは、「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」（総務省 平成13年3月）に準拠し、以下のルールにより作成しています。

対象範囲

普通会計を対象としています。普通会計とは、総務省の統一ルールに基づいて作成する決算統計上の概念的な会計で、地方公営企業法適用の会計（水道事業会計）はすでにバランスシートがありますので対象としていません。

また、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計及び中神土地区画整理事業特別会計は対象としていません。

作成基準日

作成基準日は、平成14年度末の平成15年3月31日とし、平成15年4月1日から5月31日までの出納整理期間の収支は、基準日までに終了したものとして処理しています。

基礎数値

各自治体が毎年決算時に作成している昭和44年度以降の決算統計データを基礎数値としています。したがって、昭和43年度以前のデータは反映されていません。

一年基準の適用

バランスシートの表示上、流動と固定に分類するに当たり、1年以内に入金又は支払の期限が到来するものを流動資産又は流動負債とし、それ以外のものを固定資産又は固定負債としています。

固定性配列法

資産総額に占める有形固定資産の割合が非常に高いことから、資産の構成を流動性の低い順に並べる固定性配列法としています。

平成14年度 普通会計バランスシート
(平成15年3月31日現在)

(単位：千円)

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1 有形固定資産		1 固定負債	
(1)総務費	11,048,394	(1)地方債	20,623,438
(2)民生費	5,427,988	(2)債務負担行為	
(3)衛生費	6,394,806	物件の購入等	662,589
(4)労働費	99,147	債務保証又は	0
(5)農林水産業費	7,538	損失補償	
(6)商工費	123,138	債務負担行為計	662,589
(7)土木費	42,578,575	(3)退職手当引当金	10,525,456
(8)消防費	505,907		
(9)教育費	26,495,691		
(10)その他	2,996		
計	92,684,180		
(うち土地)	47,239,297)		
有形固定資産合計	92,684,180	固定負債合計	31,811,483
2 投資等		2 流動負債	
(1)投資及び出資金	118,236	(1)翌年度償還予定額	1,719,603
(2)貸付金	307,000	(2)翌年度繰上充用金	0
(3)基金		流動負債合計	1,719,603
特定目的基金	3,119,269		
土地開発基金	468,136		
定額運用基金	0		
基金計	3,587,405		
投資等合計	4,012,641	負債合計	33,531,086
3 流動資産		【正味資産の部】	
(1)現金・預金		1 国庫支出金	17,615,793
財政調整基金	2,606,103	2 都道府県支出金	7,799,462
減債基金	0	3 一般財源等	42,321,406
歳計現金	377,318		
現金・預金計	2,983,421		
(2)未収金		正味資産合計	67,736,661
地方税	1,478,426		
その他	109,079		
未収金計	1,587,505		
流動資産合計	4,570,926	負債・正味資産合計	101,267,747
資 産 合 計	101,267,747		

有形固定資産
庁舎・保育園・清掃センター・学校などの建物や公園・道路などの土地です。

投資等
(1)投資及び出資金：育英会・土地開発会社などへの出資金です。
(2)貸付金：土地開発会社などへの貸付金です。
(3)基金：特定の目的に使用するために積み立てた貯金などです。

流動資産
(1)現金・預金：将来の資金不足に備えて保有している積立金や貯金などです。
(2)未収金：年度末までに納期が過ぎても納められていない税金などです。

固定負債
(1)地方債：地方債のうち平成15年度以降に返済する必要のある額です。
(2)債務負担行為：取得済の土地・建物にかかる未払金です。
(3)退職給与引当金：年度末に在籍している職員全員(年度末在職者除く)が退職したと仮定した場合の退職金の合計額です。

流動負債
(1)翌年度償還予定額：地方債のうち1年以内に返済する必要のある額です。

正味資産の部
正味資産合計：資産形成のために今までの世代が負担してきた額です。

債務負担行為に係る補償等数年にわたる工事や債務など、翌年度以降の支出予定の限度額です。

債務負担行為に係る情報

物件の購入等に係るもの	876,458 千円
債務保証及び損失補償に係るもの	1,521,347 千円
利子補給等に係るもの	278,984 千円

行政コスト計算書

(1)行政コスト計算書とは

バランスシートは、一定の時点において保有するすべての資産、負債等の状況を一覧で表示した財務報告書です。

一方、地方公共団体の行政活動は、将来の世代も利用できる資産の形成だけでなく、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービスが大きな比重を占めています。

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるものですが、営利活動を目的としない地方公共団体の財務活動になじまないために、行政コスト計算書という呼称にしています。行政活動をコストに着目して把握することにより、行政サービスの提供に要したコストが明確になるとともに、行政活動の効率性の検討にも役立てることができ、分かりやすく説明することが可能となります。

(2)基本的な作成基準

作成上の基本的ルール

この行政コスト計算書は、「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」（総務省 平成13年3月）に準拠し、以下の基本的ルールにより作成しています。

対象範囲

バランスシートと同様に普通会計を対象としています。

計上コストの範囲

当該年度の市民に提供した行政サービスに要する費用のうち、資産の形成につながる支出を除いた現金支出に減価償却費、不納欠損額、退職給与引当金などの非現金支出を加えたものとしています。

行政コストの分類

企業のように売上原価、販売費・一般管理費等に分類するのではなく、コスト分析を明らかにするために、行政分野ごとにその性質別の内訳を示すこととし、目的別経費と性質別経費を合わせたマトリックス（行列式）としています。

目的別経費は、総務費、民生費、土木費、教育費などの行政分野に分類し、性質別経費は以下のように大きく4つに分類しています。

人にかかるコスト	人件費・退職給与引当繰入等
物にかかるコスト	物件費・維持補修費・減価償却費
移転支出的なコスト	扶助費・補助費等・繰出金・普通建設事業費（他団体等への補助金等）
その他のコスト	災害復旧費・失業対策費・公債費(利子分のみ)・債務負担行為繰入・不納欠損額

基礎数値

バランスシートと同様に、総務省の統一ルールに基づいて作成している昭和44年度以降の決算統計データを用いています。

平成14年度 行政コスト計算書

(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)

〔行政コスト〕

(単位：千円)

		総 額	構成比
人にかかるコスト	人件費	7,289,937	24.5%
	退職給与引当金繰入等	489,517	1.6%
	小 計	7,779,454	26.1%
物にかかるコスト	物件費	5,053,532	16.9%
	維持補修費	218,230	0.7%
	減価償却費	2,318,317	7.8%
	小 計	7,590,079	25.4%
移転支的 なコスト	扶助費	7,147,444	24.0%
	補助費等	2,886,473	9.7%
	繰入金	3,553,513	11.9%
	普通建設事業費	64,450	0.2%
	小 計	13,651,880	45.8%
その他の コスト	災害復旧事業費	0	0.0%
	失業対策事業費	0	0.0%
	公債費(利子分のみ)	682,909	2.3%
	債務負担行為繰入	0	0.0%
	不納欠損額	120,663	0.4%
	小 計	803,572	2.7%
行政コスト a		29,824,985	

退職給与引当金繰入等職員が当期に勤務したことにより、将来に支払うべき退職金の増加分です。

減価償却費建物などが、年の経過により減少した資産価値の額です。

公債費(利子分のみ)地方債(借金)及び一時借入金の利子です。

不納欠損額すでに調定された歳入で徴収できないと認定された金額です。

行政コスト平成14年度の行政コスト総額です。

〔収入項目〕

1 使用料・手数料等 b	1,765,670
b / a	5.9%
2 国庫(都)支出金 c	6,781,978
c / a	22.7%
3 一般財源 d	20,975,565
d / a	70.3%
収入 (b + c + d) e	29,523,213
4 正味資産国庫(都)支出金償却額 f	785,213
5 期首一般財源等	41,837,965
差引 (e - a + f) 一般財源等増減額	483,441
6 期末一般財源等	42,321,406

収入項目市が行政活動によって得た収入を表し、性質により、使用料・手数料等、国庫(都)支出金、一般財源に分類されます。

期末一般財源等平成14年度バランスシートの正味資産一般財源等と一致します。

